

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第20回）会議録

平成24年6月4日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	委員	町田 康則
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤

2 欠席委員

副委員長 柴田 安宣

3 議長の出席

なし

4 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

5 証人として出頭した者

証人 奥村 寛 (補佐人) 有賀 隆之

6 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

7 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) 記録提出について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

8 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。ただいまから委員会を開催したいと思います。  
新聞報道でご存じのとおり、当委員会の副委員長でございます雲仙市選出

の柴田議員が逮捕されたという報道がございました。6月1日に雲仙市議会  
で全協が開かれておりまして、その旨をまず町田委員のほうから少し報告を  
お願いしたいと思っております。

#### ○委員（町田康則君）

皆さん方に本当にお詫びしたいと思っております。

雲仙市議会選出の当百条委員会の副委員長であります柴田議員が逮捕され  
たというのを、私どもも新聞報道で知りました。問題は、それにつきまして  
6月1日、議員の全員協議会が開かれまして、その中で、中にはもう辞職勧  
告をすべきだというような意見も出ましたが、一応今の段階では逮捕され  
たというだけで、起訴とかそういうのがありませんので、そして、本人  
の意思、面会等もできない状態になっております。家族もそうですし、色ん  
な方、議長等も行ってでも会えないという状態になっておるものですから、  
本人の意思を確認することもできないということで、一応全員協議会の中  
では、司法のそういう何日か勾留期間までの間はそのままでしようというこ  
とで決定をいたしております。それからあと、起訴とかなんとかあった場合  
には、また違った判断が出てくるかもしれませんけど、今の雲仙市議会の全  
員協議会ではそういう状況でございます。

#### ○委員長（西口雪夫君）

今、町田委員から雲仙市議会の動向が報告ございましたけれども、私も実  
は29、30、31日に視察が入っておりまして、その後、私も面会をして  
本人の意向を確かめたいと思ひまして面会を求めましたけれども、先ほど言  
われましたように、今、面会ができないということでございました。あくま  
でも柴田委員は雲仙選出の議員でございますので、雲仙市議会の動向を見て、  
今後、注意深く見守ってまいりたいと思っております。当委員会の調査も大  
詰めを迎えておりますので、初期の目的達成のため、粛々と調査を進めさせ  
ていただきたいと思っております。

それでは、議事を進行いたします。

この調査特別委員会は、真相究明のため、議会独自の調査権を委任された  
ものであります。特に本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることにな  
っておりますので、ご協力をお願いいたします。

傍聴人の皆様をお願いいたします。委員会中は静粛に傍聴していただきま  
すようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場して  
いただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切  
り替えをお願いいたします。

なお、柴田副委員長は本日欠席扱いといたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の証人、奥村寛様から、お手元に配付のとおり補佐人同伴許可願が提出されております。

お諮りいたします。補佐人の同伴を許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

ご異議なしと認めます。よって、補佐人の同伴を許可することを決定いたしました。

それでは、証人を入室させてください。

（証人入室）

**○委員長（西口雪夫君）**

松永委員はこちらに場所を移動してください。

（松永委員質問席着席）

**○委員長（西口雪夫君）**

証人におかれましては、お忙しいところご出頭いただきましてありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、ご協力をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

証人にお尋ねいたします。先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いございませんか。

**○証人（奥村 寛君）**

はい。

**○委員長（西口雪夫君）**

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合は、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分注意をして証言をお願い申し上げます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

傍聴人も含め、全員起立をお願いいたします。

それでは、奥村寛証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

**○証人（奥村 寛君）**

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年6月4日、奥村寛。

**○委員長（西口雪夫君）**

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)

**○委員長（西口雪夫君）**

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問しているとき、また、証言をされる際も着席のまま結構でございます。

なお、録音しておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えいただきたいと思っております。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたりましたので、調査期間ごとに調査に当たられた委員の方に主尋問をしていただきまして、その後、各委員からの補足質問をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、奥村寛氏への質問を松永委員よりお願いいたします。

**○委員（松永隆志君）**

どうもおはようございます。諫早市議会議員をしております松永でございます。よろしく申し上げます。

こういう場というのが慣れておられんと思っております。呼ばれる方、皆さんやっぱり緊張されますので、それで、何も証人の言われることがあれですので、実際の事実、そして記憶にあられることを呼び起こしながらお答えいただければ十分でございますので、よろしく申し上げます。

まず私がお伺いしたいのは、今まで組合側からと、そしてJFEさんが、これも裁判も今、起こっておりますので、意見が違うのはわかるわけです。で、その辺のところ、特に性能保証に関する覚書とか変更覚書のそういうのがどういうふうな形で協議されて出来上がっていったのかという、その辺のところを当時の方々それぞれにお伺いしております。確かに記憶もあれで意見が違ったり、そのときの認識とか、その方々でのとらえ方も違うところも出ております。ですので、奥村証人として認識している事実という形で結構ですので、その辺でご証言いただければと思っております。

まず、奥村証人がこの県央県南のクリーンセンターに関する業務というものを大体何年から何年まで、その期間ですね。そして、そのときの奥村さんのポジション、役割ですね。その点についてちょっとお答えいただければと思っております。

**○証人（奥村 寛君）**

平成15年4月に日本鋼管と川崎製鉄が経営統合いたしまして、エンジニアリング部門はJFEエンジニアリング株式会社という会社になりました。私は、そのJFEエンジニアリング株式会社の環境エンジニアリング事業

部の部長といたしますか、部付部長ということなのですが、そういう役職におりまして、4月か5月かちょっとはつきり覚えていないんですが、そこから、このガス化溶解炉の覚書の交渉担当といたしますか、協議担当という形で拝命しまして、いつまでかというのはちょっとはつきりしておりません。ただ、エンジニアリングの九州支社で久野さんという方がおられまして、彼が翌年の4月だったと思いますけれども、来られまして、大体そのころに覚書の枠組みがほぼ出来上がっていたというようなことで、久野さんに引継いだという格好でございます。で、はつきりしていますのは、私は平成16年の6月末で定年でJFEエンジニアリングを退社しておりますので、それ以降はタッチしていないということでございます。

**○委員（松永隆志君）**

わかりました。今のご証言のとおり、こちらのほうでの記録でも、ちょうど変更覚書に当たる協議、組合側とJFEさんの協議の記録、後もってお示ししますけれども、それもちょうど15年9月から16年6月7日の協議までは奥村証人がずっと出席しておられて、この書き方からいくとJFE側での一応トップみたいな形でやっておられるのかなということ認識しておりましたけれども、今のご証言でその辺は確認できたんじゃないかと思えます。

そしたら、甲第3号証をお示してください。

（証人へ甲第3号証を提示）

**○委員（松永隆志君）**

これは佐藤証人にしろ、久野証人にも、皆さん一応確認していただいておりますけれども、そもそもこの施設を造るに当たって、この組合はどういう形でこの施設を造ってもらおうかという、こういうふうなごみ焼却、ごみ処理施設ですので、なかなか、それも普通のストーカ炉じゃなくてガス化溶解炉タイプとなりますと、実際のところ、こちらで組合としてのそういう知識なり色んなものは、もちろんコンサルや何かのご意見は聞いていますけれども、そんな中で、性能発注方式ということで、こういう能力でこういう処理経費でこういう施設を造ってくださいという、そういうものを示したわけですよ。そのまず最初になったのが甲第3号証、発注仕様書ということで、まずこういう性能を有するものを造ってくださいということで出しておるわけですよ。この発注仕様書についてはご記憶ございますですよ。

**○証人（奥村 寛君）**

こういうものがあるというのは知っておりますけれども、この中身の、いわゆる技術的な問題について私は一切関与しておりませんので。

**○委員（松永隆志君）**

わかります。技術的なものというよりも、組合側が要望していた炉の規模

なり内容というのは、もちろん交渉担当ですので、その辺はわかって、例えば、技術的にどう処理していくかという細かい機械的などところというのはもちろんあれですけども、例えばここに、3ページを開いてみてください。開かれましたでしょうか。

ここに公称能力と、これは私らも素人でございます。何もこういうふうなあれでの経験も、そして知識もなかったんですけども、私らも書類や何かをずっと読みながら、でも素人なりに、ここの公称能力というのが、組合は24時間で大体300tの処理能力、こういうものを造っていただきたいということで、まだこのときはメーカーもどこも決まっておられません。これはなぜ300tなのかというのが、その下の計画ごみ質とかなんかのところを見ていただきますと、大体これは平成21年度、もう過ぎていますが、色々な予測をしまして、そのころの対象地域一帯の日量が1日当たりごみ排出が221t出てくる、そういう予測を立てまして、それならば、毎日それ出てくるんですから、これを365日しますと80,665t、これをやっぱり1年間で処理できるものじゃないといけない。そしたら、365日稼働するなら221tでいいけれども、やっぱり稼働率とか、色々休ませたりとかもあるのでということで計算していった式がそこの真ん中に載っております。そして、1日300t処理できる、こういうものを造ってくださいと、これがあるわけですけど、これはもう認識しておられたでしょう、そういうものだったと。

○証人（奥村 寛君）

24時間で300tというのは知っておりました。

○委員（松永隆志君）

わかりました。で、その能力ならば十分自分の社の製品、それはもう、それに向け造ればいいんだから、もう十分対応できるよという、メーカーとしての自信も十分おありだったわけですね。その辺は部長さんとしても、これはもう十分クリアできる、問題ない数字だというふうに思われていたんでしょうか。

○証人（奥村 寛君）

繰り返しになりますが、JFEエンジができて、私は覚書の担当ということでしたので、この施設の能力がどうかというのは、覚書との絡みであれでありまして、そういう今、ご質問の件につきましては私は担当しておりません。

○委員（松永隆志君）

担当しておられなくても、覚書のそもそも根本となるのがこの数字なもので、やっぱりこの数字について、これがクリアできるかできないか、もちろ

んクリアできるからと言って入札に参加されておるわけですからですね。それは一応前提条件をお尋ねしているまででございます。

その次のページに、この300tはどういったものなのかといたら、基準ごみということで、この計画では、この辺は産業廃棄物と違いまして、一般の家庭から出てくる廃棄物です。ごみです。家庭ごみですので、低質のごみから高質のごみ、カロリーも1,100kcalから2,800kcalまであります。大体調べたらそのくらいの幅があります。これらに対応できるものを造っていく。これはもう日本全国どこもそうだと思うんですよね、やっぱりこういうふうな一般ごみの処理というのは。この辺も十分対応できるということであつたんじゃないかと思えますけれども、その辺も間違いありませんよね。それは技術的なものじゃなくて、その当時のあれとして間違いはないということですのでよろしいでしょうね、この数字としてはですね。

○証人（奥村 寛君）

そういうごみに対応できるということで受注されたんだと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

そして、甲第4号証をちょっとご提示願います。

○委員長（西口雪夫君）

甲第4号証、提示をお願いします。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これが、先ほどの機械の発注仕様書で、機械の能力とか何かについての一応こちらからお示したものです、こういうものを造ってくださいと。そして、次に、機械を造っていただくだけでなく、恐らくそういう機械はそちらのほうに、専門のところで色々運転もしていただかなくちゃいけないから、年間経費についてもこういうことでやってくださいということで、これ応札条件というのが示したわけです。これはご存じですよね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

これが、言ってみれば次の覚書や何かの基礎になったということで認識してよろしいんですよね。そういう認識はお持ちでしたか。

○証人（奥村 寛君）

応札条件はこういうことで応札されたというのは認識しておりまして、この応札条件というものを実際の、何といいますか、ごみ質等も変わってまいりますから、具体的に、じゃ、経費がこうで、それに対して守れているや、

守れていないやということについて、やっぱりきちんと、これではそういうものが議論できないということで、その覚書を作ろうということで私が任命されたというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そちらの認識では、確かに発注された側のあれはこういうことに出ていたとは知っているけれども、それは実際、現場で動かしていくに当たっては、もうこれどおりの数字とか、細かくあれは違って来るから、その辺の調整を組合側とやっていかなくちゃいけないという認識で、特に奥村さんはその担当責任者としてこちらに来られたということですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしたら、この甲第4号証の、これもちょっと2ページ目を開いていただくと、ここに年間経費として用役費とかずっと書いてあります。そして、この2ページの四角で囲んだところが1つの経費の取りまとめ、総まとめになって、その上のところに「以上の年間経費の総額が、下記の金額以内に収まるように各経費の調整が成されることを前提とします。」ということで、年間6億7,500万円が、ここにある用役費とか、その他、人件費、維持補修費のトータルとしてこれぐらいでお願いしますよと。これだけで納まるような機械を造ってください、処理経費もこのぐらいということでしているわけですよ。これはよくご存じだったんじゃないかと思えますけど。

○証人（奥村 寛君）

はい、知っております。

○委員（松永隆志君）

でも、これトン当たり直しますと8,368円。

○証人（奥村 寛君）

ああ、そうですか。

○委員（松永隆志君）

はい。全体の、今、あちこちのからすると、結構もっと掛かっているところや何かもたくさんあると思いますし、今、実際この施設なんかもそれ以上にかかっているわけなんですよ。そこで裁判にもなっているわけですから、その辺のところ。

それで、ここにですね、その下の行、「応札される場合は、ごみ焼却施設の年間平均経費が6億7,500万円以内に納まるよう経費の内訳書を提出して下さい。」と、これがあるわけですよ。この事実も知っておられたと



思うんですけれども、結局組合側は、それは上がる年、下がる年、色々あろうかもしれんけど、大体1年間にこのくらいの幅で納まるようにしてくださいという意味で出しているというふうに思うんですけど、ここの表現についてはどう認識されておったのか。

○証人（奥村 寛君）

ここで言っている年間経費というのは、要するにごみのカロリーをどう考えるかとかいうような、ある一定の前提条件を置いた経費だと思っておりまして、たしかごみのカロリーは基準ごみか何かで、この基準ごみだったらという前提がたしかあったんじゃないかなというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、奥村さんの認識では、基準ごみでのをずっと持ってきて、それを処理していったら年間6億7,500万円になるというふうな、そういうふうなここの表現はとらえておられるわけ。

○証人（奥村 寛君）

はい。で、それだけではなくて、ほかの条件が一切ここでは言われていません。例えば、ガスの問題、用役の問題とか、設備の使用の問題とかいうのがあって、実際には、もう一度実施設計をしてその辺を詰めて、色々条件も、こういう条件だったらというようなことで、きっちりしたそういう経費が出るような、いわゆる覚書を結ぶ必要があるんじゃないかということで組合さんにご提案し、で、協議をしてきたという経緯がございます。私の記憶ではですね。

○委員（松永隆志君）

最初、入札とかなんかのときはタッチしておられんわけですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

ですのであれですけど、本当ならば入札や何かのときに、その辺、前提として確認しておかないと、今、言われたJFEさんのお考えというのは、ご説明としては理解できるんですよ。しかし、そのときの組合側というのはどういうつもりでこれを提示したかといったら、そこの前にもありますように、年間出てくる80,665tの家庭系のごみを処理していただく、その経費が6億7,500万円年間掛かるぐらいでしてほしいという意味でこれを書いているとは認識されませんか。組合の意図ということ。

○証人（奥村 寛君）

入札、応札のときの、私はそれはタッチしておりませんので、それは何とも言えないんですけれども、先ほど言いました15年4月から担当させてい

ただいたときは、これでは年間経費、J F Eが使い過ぎじゃないかとかいうようなことは計算できないなと思いました。

○委員（松永隆志君）

正直な奥村証人の感想として、組合側が示したのは私が言ったような意味で出しているというふうな、後で見られて、そのときの担当じゃなくてあれで、そういう意図で出しているんだらうなというのはご理解いただけますか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはちょっとわからなかったです。どういうお気持ちで。

○委員（松永隆志君）

この文章を読んでいって。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そして、その下にですね、「以上、提出される年間経費は、保証事項となります。」と書いています。だから、組合側の意図というのは、とにかく80,665 t全部のごみを年間経費6億7,500万円で処理してくださいと、それでできますでしょうかというのが組合側の意図だったんですよ。ご存じないならば、あえて私も組合側のあれで聞いて、今までの経緯とかなんかを調べたら、そういうつもりで入札を行っているんですよ。それで、その辺のボタンのかけ違いか、すれ違いか、認識の差なのか、そこによって後のこういうふうな今の裁判みたいなのができてきているのかなという、そういう気もしているんですよ。

○証人（奥村 寛君）

ああ、そうですか。

○委員（松永隆志君）

だから、その当時というのが、本当は契約のときの方とかですね、それは組合側の説明が足りなかったのか、入札で落札されたそちらの勘違いだったのか。

で、その後にもういっちょ、3ページ見ていただくと、「以上の応札条件の全てを満たすことができない場合は、指名競争入札参加者指名通知を取り消すこととします。」ということで、とにかくこっちとしては、これできない人は来んでくださいと、もう入札参加しなくていいですよという意味合いで出しているんですよ。何も2,000 kcal、基準ごみだけがあるわけじゃないわけです。そしたら、幅を持たせて、このくらいという、その平均でこのくらいで処理してくださいということですから、多くなったり少なくなったりするというのはもちろんわかるんですけど、その平均で、3年間

やったら、それは7億円もあり下がるのもあるけれども、とにかく6億7,500万円ぐらいで落ちつくような処理コストというのが、私が素人で文章を読んでいったらそうじゃないかなという気はするんですけど、そうじゃないというご意見ですよ。

○証人（奥村 寛君）

いえ、私、入札のとき、この応札とかタッチしておりませんのでね。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

○証人（奥村 寛君）

組合さんがどう思われたかとかいうのは、ちょっとコメントのしようがないと申し上げているだけで。

○委員（松永隆志君）

いや、次の覚書とか、特に変更覚書のほうにタッチしておられると思うんですけど、そこでの前提条件というのは、あくまでもここの組合側がどういう考えで、どういう要望でこの施設を造っているか、造らせているのか、受け手側としては、その点を前提として交渉に当たらないことには、それは話が全然違うことで交渉なんかできないんじゃないかなということで、その当時の、特に覚書、変更覚書のその辺での責任者の方だから、この辺のことを念押しをしているだけでございます。よろしいでしょうか。

○証人（奥村 寛君）

ですから、繰り返しになりますが、この6億7,500万円というのが、実際にごみ質も変動する中で、これどういうふうに計算するのかというのは、1つの考え方は、ごみ質が変動しようがガスがどうあろうとこのお金を払えという考えもありますが、それは多分、私は計算も何もできないから、お互いに合意した、どちらが得したとか損したということではなくて、こういうごみ質だったらこれぐらいだよと。で、基準ごみだったらこうですよ、もっとごみ質が変わればこうですよというものをちゃんと造って、その基準を超えたからこれはJFEの責任ですよとか、それ以下だったからこれはJFEの責任はないよとか、何かそういうものをきちんと整理しないといけないねということで私は、しつこくなりますが、覚書を。

○委員（松永隆志君）

証人のご発言、合理的で、私も言っておられる意味は理解しますし、そちらのご主張というのわかります。しかし、組合側の要求というかな、これが稚拙といえば稚拙です。

例えば、ごみ質でどれぐらいの経費の変動があるかとか何かわかりません。だから、とにかくごみ質の幅は1,100kcalから2,800kcal。

そして、平均をとれば基準となって、平均が2,000kcal。だから、これ全体のものを80,665tを処理するのが6億7,500万円、これをお願いしますよというので組合としては出したんですよ。

なぜかといったら、それ以上のものを持ち合わせないから、そして各メーカーさんの色んな資料をとって年間経費というのを出してくると、まあ、これぐらいならば平均的かなというところを出している、何も突拍子もないような6億7,500万円じゃなくて、事前に言って、メーカーさんたちの資料や何かをコンサルや何かと相談しながらして出しているんですよ。だから、経費として突拍子じゃないよなど私は理解しているんですよ。その辺、違うと思うんですけど。

併せまして甲第5号証、もうずっとその辺に置いておいてください。そして、水もどうぞ遠慮なしに飲んでください。のども渇くと思います。（「すみません、ちょっといただきます」の声あり）

（証人へ甲第5号証を提示）

**○委員（松永隆志君）**

もう私も飲み飲みせんそうですね。百条のこういうところへ呼ばれるとどうして緊張すると思いますが、もう緊張なしで、本当に思っているとおり発言いただければ。

これが平成14年10月22日付の甲第5号証、これ、先ほどの応札条件でこういう経費をお願いしますよと言って出しているんですよ。そしたら、そのときは川崎製鉄からですか、失礼ですけど、奥村さんは合併後にこっちに来ておられますけれども、大体川崎製鉄だったのか、鋼管、どちらのご出身。

**○証人（奥村 寛君）**

川崎製鉄です。

**○委員（松永隆志君）**

そしたら、特に昔から川鉄のあれで、大阪支店からこういうのが出されているわけです。そしたら、これを見ていきますと、一番下をずっと下がって、80,665tで前提条件が基準ごみとしてありますけれども、基準ごみというのは計算の1つの根拠だというふうな認識を私たちしているんですけど、これでいきますと、最終的に1トン当たり7,271円。そして、80,665tが5億8,700万円です。これは川鉄さんのほうから出ているんですよ。それで、ああ、こんなあれで自信持てる品なんだなと。で、本当ならば、6億7,500万円以内ならば入札のときには問題なかったんですけど、あえてこれの安い金額で出された。そしたら、佐藤証人だったかな、前の証人の方が、いや、6億7,500万円近くで出し

たら組合から突き返されたというお話があったんですよ。だから、それをまた組合のほうにも聞きましたら、真相は、その前に色々そちらの資料とかご説明を受けたときの年間の処理経費というのがこのくらいで出してあった。そしたら、入札に当たっては急に6億7,500万円で、それはおかしかろうと。そしたら、なぜ高くなるのか、それも併せて出してくださいと言ったら、今度は安いほうの前出された数字で持ってこられたというのがどうも真相だったんですけれども、この数字はご存じだったですか。

○証人（奥村 寛君）

5億8,700万円というのは覚書のときに出てきた数字ですから記憶にございます。ただ、これを出したとき、私は川鉄の担当ではありませんでしたから、この内訳書のあれは存じておりませんでした。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この当時は部署としてサーモセレクトの溶融炉関係でずっとやっておられたんじゃないんですか。

○証人（奥村 寛君）

いいえ、違います。少なくともここの県央県南のやつは私はタッチしておりません。

○委員（松永隆志君）

まあお答えになる必要もないですけど、それまではどんな感じのお仕事だったんですか。

○証人（奥村 寛君）

メインはごみの固形燃料、RDFをやっております、ご案内のとおり、固形燃料というのは、川崎製鉄と伊藤忠商事が新しい会社を造って、ごみを単に燃やして埋めるだけではなくて、燃料にしてそれをリサイクルするというようなことをやっております。で、どちらかという、そちらのほうをメインに。

○委員（松永隆志君）

非常にそれは今の社会、あれからすると、理にかなったいいあれじゃないかと思うんですけど、それも今、製品としてちゃんとそういうのを入れているところもあるんでしょう、今、言われた固形燃料とかの。

○証人（奥村 寛君）

ちょっとPRさせてもらっていいですか。

全国で60カ所ぐらいごみの固形燃料施設がございまして、九州でも何カ所かございます。そのうち、何といいますか、昔の川崎製鉄が建設したのは多分28カ所ぐらいございまして、どちらかという、県央県南さんみたいな大規模の施設ではございまして、100t以下、中心は50t以下ぐらい

の、発電もできないし、単に燃やして埋めるだけというような、そういうところこういう固形燃料施設を置いていただくと、ごみをまず固形化して、それですと保存もできますから、保存してどこかで集めて発電をするとか、九州では大牟田でRDF発電をしておられますけれども。

○委員（松永隆志君）

それは、そういう固形燃料化では、今、言われたように一番のシェアを持っておられるのがそちらということになるわけですね、建設するのは。

○証人（奥村 寛君）

JFEさん。

○委員（松永隆志君）

JFEエンジニアリングさんですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

すばらしいあれですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

私らもこの炉を将来考えんといかんもので、色んな方式を今後勉強させていただきたいと思いますので、そういういいものならばぜひともPRしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、1つ引かかるのが、そういうものはあれなんですけど、このサーモセレクト方式というのは、逆に言いますと、私らのところが平成17年、4カ所か何か造って以来、それ以降はいつちよも売っておられないのか、売っていないのか、ほかには広がっていないんですよ。今のような固形燃料とか、この前来た佐藤さんなんかはストーカとか何かのご専門みたいだったんですけど、そういうものについてはその後も売れているし、あれなんですけど、サーモセレクトのこのやつというのはここ以降売っておられないし、今、千葉にしたらもうホームページからも消えてしまっていて、ご存じないかもしれないけど、もうこれはやめられたんでしょうかね、川崎製鉄さん。

○証人（奥村 寛君）

多分そうじゃないと思いますけれども、実は、先ほどちょっと、話はちょっとそれますが、固形燃料施設が一時ものすごく持てはやされた時代がございまして、何でもてはやされたかという、原因は2つございまして、1つは、ダイオキシン問題が平成何年でございましょうか、ちょっと年度は忘れたんですけど、日本で大きく取り上げられて、特に小規模の焼却炉は、

先ほど言いました50t以下のところは24時間稼働ができないから、立ち上げと立ち下げといいますか、火をつけて燃やし始めて、止めると。で、その火をつけ始めて燃やし始めるときと、とめるときの燃焼が不安定になるときにダイオキシンが出るということで、要するに国も100t以下のごみ処理施設には補助金をつけないとか色々あって、それだったら、いわゆるごみを燃やすんじゃない、固形燃料にするやつがいいんじゃないかということで、持てはやされた時代がございます。そのときに、先ほど言いました。

○委員（松永隆志君）

同じころなんですよ、この施設も。

○証人（奥村 寛君）

そうです。それともう1つは、何といたしますか、最終処分場の問題がやっぱりございまして、これもご案内のとおり、岐阜県の御嵩というところでやっぱり色んな問題があって、町長が処理業者さんに襲われたり、色々したのがございました。最終処分場、非常に造りにくいということで。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

○証人（奥村 寛君）

ダイオキシンと最終処分場。

○委員（松永隆志君）

その当時から何も、国の広域計画で大型施設を造るというのは国が推奨して、特にこういうガス化溶融炉みたいな形で進んできましたけれども、その当時からそちらにも固形化といって、小さい炉のところは自分のところで固形化して、それを24時間のところに持っていけばいいような、その処理形態というのが今、言っておられるようなごみの固形燃料化ということですよ。

○証人（奥村 寛君）

固形化したやつを焼却炉に持っていくのではなくて。

○委員（松永隆志君）

燃料として使う。

○証人（奥村 寛君）

燃料として使うというので、これもちょっとPRになりますが、最近、油の値段が非常に高うございまして、重油ボイラーの代わりにそういう固形燃料のボイラーを置いていただいているというようなことも結構増えてきております。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしたら、ガス化溶融炉のほうの話にちょっと戻るとしますと、ガス化溶融炉の特にサーモセレクト方式、これが今、ここで入れている川崎製鉄さんのが、今、JFEさんではガス化溶融炉はサーモセレクトともう1つ、それ以外の方式というものを持っておられるんですか。

○証人（奥村 寛君）

ちょっとそれは該当するかどうかわかりませんが、直接溶融という、新日鉄さんがやっているそういったやつが、あれがガス化溶融炉になるのかどうかわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

あれもガス化溶融炉のあれで、当時も私らも検討対象としてそういうものも見たわけなんですよね。これは当然そちの技術もお持ちなわけですよね。

○証人（奥村 寛君）

JFEさんは持っておられると思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしたら次に、甲第5号証のこれについては5億8,700万円。これは、先ほど言われたような理由で、これも前提条件というのがどういうふうになるんですか。

○証人（奥村 寛君）

ですから、ここに前提条件、基準ごみですと、年間の処理量がこの場合のということですから、基準ごみだったらこうだよという。

○委員（松永隆志君）

そしたら。

○証人（奥村 寛君）

だから、また繰り返しになる、これでは、ですから、どうね、基準ごみじゃないですかということなので、じゃ、本当に計算するというか、組合さんと合意したものを作る必要があるなというふうに思ったわけでございます。

○委員（松永隆志君）

しかし、そのときに、最初には6億7,500万円近い数字も基準ごみで持ってこられたんですよね。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは私、タッチしておりませんから。

○委員（松永隆志君）

タッチしておられんけれども、不思議なことに、6億7,500万円に近い数字で1回目持ってこられたということ、佐藤さんもそういうことを携わっていた、それは1回突き返されて持って帰った。そしたら、同じ基準ご



みの考え方も、同じ2,000kcalでも、いかようにも川鉄さんのほうでは金額を出してこられるのかなと不思議に思ったんですよね、逆に。

○証人（奥村 寛君）

ああ、そうですか。

○委員（松永隆志君）

それなら逆に、奥村さんの言われるように、1,100kcalのときは幾らですよ、ただ2,800kcalのときはこれくらいですよ。そして、あくまでも基準ごみのときが5億8,700万円ですよ。こういうふうな段階とあれで価格表みたいにしてね。だから、そしたらこれとこれの幅の中に納まりますよというふうな商品価格提示ならわかるんです。それがこちらの思いは、それを平均したら5億8,700万円ですよというふうな認識でいるわけで、ただその辺のずれかなという気がしております。その辺、平行線になると思いますので。

次、甲第8号証をお願いします。

（証人へ甲第8号証を提示）

○委員（松永隆志君）

これがですね、性能保証に関する覚書、これは恐らくご覧になったことありますよね。これと、甲第10号証の変更覚書というのがありますので、併せて見ていただきたいと思います。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

で、この性能保証に関する覚書についてですけれども、この協議は実際タッチされていないでしょう。タッチされましたか。

○証人（奥村 寛君）

性能保証に関する覚書（変更）は、先ほど一番初めに申しあげましたようにタッチしております。ただ、この覚書を結んだときには、一番初めの性能保証に関する覚書も同じように並行でありましたけれども、私はどちらかという、こちらのほうを議論していたということなので。

○委員（松永隆志君）

こちらというのはどちらで。

○証人（奥村 寛君）

変更のほうでございます。

○委員（松永隆志君）

変更のほうで、いや、それがちょっと理解できないんですけど、性能保証に関する覚書のほうは、そのいちばん最後5ページ見て14年12月2日の日付になっているんですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、15年の4月以降、携わられたんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、どうしてこれ、だから、これはタッチしておられんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

タッチしていませんけれども、私が変更の覚書を担当した時期、つまり平成15年の4月か5月か、ぴしゃっとは覚えておりませんが、そのときにはこちらの覚書はまだ締結していない状態でした。

○委員（松永隆志君）

ではいつごろ締結したんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは、ですから、私はこちらのほうはあんまりタッチしていませんので。

○委員（松永隆志君）

タッチされたのはだれなんですか、そちらで。

○証人（奥村 寛君）

その当時、実務をしていた佐藤君か、あるいは九州支社の人間か、藤田か。私はあくまでも技術的な枠組みの話をしておりましたので、実際の締結の判子とか、そういうのはタッチしておりませんので。

○委員（松永隆志君）

しかし、もう15年の後半になってきたら、川崎製鉄というのはいつまであったんですか。合併までですか。

○証人（奥村 寛君）

15年の3月で終わりですよ。終わりと言うとおかしいですけど。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この5ページに、判子を見てもらいますと、これはJFEの印鑑じゃなくて川崎製鉄さんの印鑑なんですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

3月までしかない会社でしょう。だから、3月以内には少なくとも押されていなくちゃいけないんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

そうですね、はい。

○委員（松永隆志君）

不思議と思いませんか。言わすように、5月ごろだったというなら、そしてこの判子は何ですか。偽物なんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは私に言われてもわかりません。

○委員（松永隆志君）

いや、わからんけれども、おかしいなと思わんですか。

○証人（奥村 寛君）

わからないけれども、わからないし、この判子をだれが押したのかは私は存じませんが、私に変更覚書の交渉を始めた4月か5月のときには、少なくともこれはもう調印済みだよというような話ではなくて、これはまだ締結していない状態でした。

○委員長（西口雪夫君）

それは印鑑を押していなかったんですか、まだその時点で。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどのこちらにタッチしましたというのは覚書のほうですか、変更のほうですか。

○証人（奥村 寛君）

変更のほうです。

○委員長（西口雪夫君）

変更のほうですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

それで、この覚書の中で、3ページ、覚書のほうを見ていただきますと。

○証人（奥村 寛君）

甲第8号証のほうでございしますか。

○委員（松永隆志君）

甲第8号証のほうですね。

（証人へ甲第8号証を提示）

○委員（松永隆志君）

3 ページの一番上のほうに、年間経費が5億8,700万円でこういうふうな覚書が結ばれたわけですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

ここ、これの解釈というのは先ほどと同じですか、この数字の読み方。

○証人（奥村 寛君）

そうです。ただ、先ほども言いました、私はこっちでしたが。

○委員長（西口雪夫君）

いや、こっち、変更かはっきり言ってください。

○証人（奥村 寛君）

すみません、変更のほうです。

○委員（松永隆志君）

この覚書があつて変更というふうに私らは認識しているんですけども、やっぱり覚書があるからその変更なんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

はい。ですから、先ほど言いますように、私が平成15年の4月か5月のときに組合さんと交渉したときはこれはございました。

○委員長（西口雪夫君）

覚書ですね。

○証人（奥村 寛君）

甲第8号証。

○委員長（西口雪夫君）

甲第8号証の覚書ですね。

○証人（奥村 寛君）

覚書はございました。

○委員（松永隆志君）

だから、そしたら交渉開始はいつですか。

○証人（奥村 寛君）

ただ、先生がおっしゃるように、これが12月でもう結ばれておって、これはもう、だから、既締結のやつだよ、これを前提、前提というか、締結されたやつの変更で交渉していたということではなくて、覚書と変更覚書が両方ともまだ判子を押されないままで私が協議したときはあったということです。

○委員長（西口雪夫君）

判子を押していなかったということですか。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それはなぜ、応札条件、先ほどのものに戻っていただきますと、契約締結後すぐ覚書を結びましょうというのがそこに明示してあるんですよね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、契約を結んだのが14年の11月ですか。そしたら、速やかにだから速やかに、そして、この中身はほとんどひな形がもう出来上がっていて、ただそこに数字を当てはめるぐらいのものなんですよ。

先ほどの応札条件、ちょっと戻って、ここにありますね。甲第4号証ですね。

（証人へ甲第4号証を提示）

○委員（松永隆志君）

その3ページの後ろに、性能保証に関する覚書というのがあるわけなんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

もう1ページ開いてください。

○委員（松永隆志君）

もういっちょ開く。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

もうひな形でできているんですよね。あとはもうここであれで、先ほどの契約の相手先の金額とか何かの、先ほどの5億8,700万円なのか、ほかのところは落として6億7,000万円だったのか、そういうのが書き込まれてあれすれば、もうこれになっちゃうようなものなのよ。なぜそれがそんなにもめていたんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは私は記憶にないんです。とにかく2つあったということです。

で、もう1つは、これはすぐに、何ですか、早急に結ぶということになっていますよね。ですから、組合さんはとりあえずはこれを早く結びたいというようなことはあったんだろうと思います。ただ、どういう経緯でこれが延びてきたのかわかりませんが、とりあえずこの2つはあったというのは事実です。記憶にございます。

○委員長（西口雪夫君）

これ違うのが、ただ、案は6億7,500万円以内とする、最初の応札条件の提示額ですね。それが結局5億8,700万円という提示をされましたので、そこが変わっておるだけで、ほとんどこの文面は案のやつと実際の覚書は変わっていないんですね。ですから、組合とすれば早急にできるはずやったんですけれども、何かそちらのほうで、いや、延ばしてくれというようなあれがあったんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはないと思います。私に来るまで延ばしてくれとか、そういう話があったかどうかはわかりませんが、結果として押印をしない状態で両方ともあった。

○委員（松永隆志君）

理由もなく、そしたら何で継続して、もうこの覚書については協議が必要ないわけですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それなのに何で引っ張ってあったのかなど。確かに組合に聞いても、組合のほうの起案といいますか、出されているのは確かに早いんですよ。文書的に、もうきちっと印鑑も残っている。しかし、最終的にあれは、記憶からいくと、やっぱりJFEさんが印鑑ついて返してくれるのが遅かったという証言はあっているんですよ。何でJFEさんがそが引張らしたとかなどいうふうな、その辺のところばちょっと、奥村さんが直接じゃないにしろ、ちょうどその時期携わっておられて、そして部長さんでもあられるし、理由ば知っておられるのかなど思っちょつとお尋ねしましたけれども。

○証人（奥村 寛君）

ああ、そうですか。特に私はこっちじゃなくて変更のほうをやっていたので。

○委員長（西口雪夫君）

その辺のいきさつも聞かれたことありませんか、ほかの前任の方にとか。

○証人（奥村 寛君）

記憶にないですね。

○委員長（西口雪夫君）

ないですか。

○証人（奥村 寛君）

はい、申しわけありません。

○委員長（西口雪夫君）

おかしいなと思われませんでしたか、調印がされていないということを見られたときに。

○証人（奥村 寛君）

それは、特にそんなおかしいなと思ったような記憶はないですが。

○委員長（西口雪夫君）

組合側では、J F Eさんをお願いしにやったのが長く返ってこなかったと、そういう証言を得ているんですけども、その辺はどなたもお聞きになっていませんか。

○証人（奥村 寛君）

はい。私としてはですね。

○委員（松永隆志君）

委員長、後からしてください。話の腰を折らないでください。

○委員長（西口雪夫君）

はい、すみません。どうぞ。

○委員（松永隆志君）

もう休憩しますか。

○委員長（西口雪夫君）

本当ですね。

○委員（松永隆志君）

後でやりますので。もうお疲れでしょう。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、休憩に入りまして、10分からまた委員会を再開します。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

松永委員、質問を続けてください。

○委員（松永隆志君）

私のほうから、本題の変更覚書について特にご担当されたので、そこをお伺いしたいと思います。

休憩前のところは、覚書の件については実際のところ、確認しますと、ご記憶では自分が担当じゃなかったけれども、平成15年の5月着任当時はまだ結ばれていなかったと。

○証人（奥村 寛君）

私が4月なんですけれども、この担当したのが4月か5月かはちょっと記

憶に。

○委員（松永隆志君）

そのころはまだ印鑑がついていなかったよということ。

○証人（奥村 寛君）

2つございます、はい。

○委員（松永隆志君）

そして、それが正式に変更覚書の協議というのが、甲第30号証の2をちょっと、3でしたね、ごめんなさい。甲第30号証の3というのが、そこに大きな一覧表、こちらで組合のほうや何かの資料を基に、当時記録に残っている会議のメモや何かが残っていたもので、それで変更覚書、覚書の変更について締結ということで、平成15年9月17日から組合側の記録ではスタートしたことになるわけなんですよ。そこに奥村さんの名前がJFE側ではずっと、10月3日から奥村さん、奥村さんとずっと載っております。そして6月7日までですね、変更覚書の全般のところでは奥村のほうで担当されていたんじゃないかということで本日呼びました。

そして、前回、久野さんもお呼びしたときに、変更覚書の骨子というかな、大まかなところはもう私が着任して担当したときにはほとんど決まっていたと言われた。ですので、その辺については自分のところじゃわからんからということで、だれに聞けばわかるのと言ったら、その当時は奥村さんのお名前も出てきましたのでお呼びしたわけですので、よろしくお願いします。

最初にこの協議を始めたという時期というのは、この9月で間違いないですか。

○証人（奥村 寛君）

ちょっと記憶にございませんが、このJFEのメンバーを見ますと、覚書の話と関係のないメンバーが入っておりますので、多分9月17日とか10月3日は違うと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、変更覚書そのもののスタートとしては、それよりか以降ということですか。10月ぐらいから。

○証人（奥村 寛君）

前じゃないかなと思うんですけどね。

○委員（松永隆志君）

もっと前。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）



そしたら、奥村さんが大体4月か5月か着任されて初めてこちらに来られたという、記憶としては大体いつぐらいですか。

○証人（奥村 寛君）

ちょっとすみません、それは覚えていないんですけども、そのあたりじゃないかなとは思うんですけどね。

○委員（松永隆志君）

着任してすぐ、その関係のところとか、あいさつとか何かででもまず来られたんじゃないかなとは思うですよ。だから、そうそう遅くない時期にまず来られたんじゃないかなと。4月、5月ぐらいに、自分もここの担当だからということで、協議とか何かじゃなくて来られて。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そして、実際に変更覚書の協議をスタートされたというのはそれ以降のはずですから、夏以降じゃないかなというふうに、私の推察なんですけどね。奥村さんの記憶では大体どのくらいぐらいから。すぐ即始めたんじゃないでしょう、どうですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、覚えていないんです。

○委員（松永隆志君）

季節とか何か、そして、あと奥村さんがこちらを定年で退職されたのが翌年の6月だから、あんまり期間ないわけです。1年ちょっとぐらい。

○証人（奥村 寛君）

もう1年もなかったと思いますね。

○委員（松永隆志君）

だから、そのスタートしたのが、季節でも夏だったのか、いや秋だったのか、もう冬だったのか、その辺でも大体その辺の時期、限定されてくるんですよ。9月じゃなかったということで、もっと前だったということは。

○証人（奥村 寛君）

多分前じゃないかなと。多分ですね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、夏のころということですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

わかりました。そのころはまだ先ほどの覚書というのは締結されていなか

ったんですか。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

なぜそがん遅うまで引っ張っておったんでしょうね、J F Eさんは。

○証人（奥村 寛君）

ちょっとそれはわかりません。

○委員（松永隆志君）

わからないけれども、事実としてそういう事実があったということですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、甲第10号証というのが性能保証に関する覚書というのですけども、甲第10号証をご覧いただきたい。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

今の一覧表も併せて見ていただければと思います。甲第30号証の3。特にこれなんかが大体どの時期でどういう話をというふうなことをちょっと。昔のことで、もう記憶にないと言われたらそれまでなんですけれども、よく断片的にでも思い出していただきたいと思うんですよね。

それで、細かなことじゃなくて、まず大きな目的、この変更覚書の目的というのは、J F Eさんはどういうふうな認識、特にこの担当で一部責任者として、部長さんとしてこの交渉に当たられたときに、どういうスタンスで、どういう目的でこの変更覚書を組合と結ぼうとされたんですか。

○証人（奥村 寛君）

5億8,700万円という当初の一番初め、応札時の金額を性能保証ということで具体的に計算して、これだったら経費をオーバーしているよね、オーバーしていないよねということをちゃんと文書に残して両者が合意するものを作るというのが目的でございました。そうしないと、先ほども言いましたように、J F Eは5億8,700万円というのは出したじゃないかと。これはそんなカロリーも関係ないんだ、これはとりあえず保証しろということになると、これははっきりしないから計算できないよねとかいうことで両者がもめますよね。そういうことがあってはいけないということで、前提条件こうだったですよねと。だから、具体的にこれをごみカロリーも変動するんだから、こういう形で結びましょうやという交渉をするというのが目的です。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、その前提となったのは、当然5億8,700万円じゃこの処理というのは、こういうふうなごみ質が1,100kcalから2,800kcalもあるような一般ごみというのは、とてもじゃないけど年間5億8,700万円、そしてトン当たりの経費七千幾らですかね、それじゃできないよねというのがJFEさんの前提にあられたわけですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは私の交渉のときはございませんでした。あくまでも、ちゃんとそういうことで計算できると、こういうことでやるという、そういうものを造るということ。

○委員（松永隆志君）

それが、佐藤さんなんかは、着任当初からこの6億7,500万円とか5億8,700万円の数字を見て、自分としては、もうこの数字じゃできないよと思われていたらしいんですよ。こんな経費でガス化溶融炉とか、ほかの炉とか、あの方は何かストーカ炉の専門の方のようですから、とてもこんな数字じゃないだろうと。そして言われたのが、今の1万3,000円で、今、実際は組合側の試算ではトン当たり1万3,000円。1万3,000円はいたって全国的な平均からするとそんな高くない、安いレベルじゃないのというところも言われたぐらいで、自分も当初から5億8,700万円じゃとてもできないよということは思っていて、それをやっぱり組合側にも伝えたいと思うというふうな、そういう言い方をしておられたんですよ。奥村さんは5億8,700万円でもってじゃないけれどもできないよという認識はあられたんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはなくて、あくまでもさっき言ったような、ちゃんとした基準ごみで幾らとといったのもちゃんと計算できるように作るというのがあれでしたから、佐藤さんがそう言ったかどうか私は存じないんですけど。

○委員（松永隆志君）

経費というのは結果でしょう。色々使って1年間これだけ掛かりましたというのが私らは経費と思うんですよ。それがこちらとして6億7,500万円で済ませてほしいというのが組合側の意図だったということは先ほどもずっとやって、ご理解いただけると思うんですよ。組合側は何もそれが基準ごみだけのものじゃなくて、あれは平均で考えていた。そりゃ7億円の年もあるかもしれない、6億5,000万円の年もあるかもしれない。組合側はそういうふうな認識しているんだなということは着任されて理解されましたか。

○証人（奥村 寛君）

いえ、組合さんと話をしている中で先生がおっしゃったような話もありましたけれども、私どもは、いや、そうじゃないよ、あくまでもこれは基準ごみだからというお話を何回もさせていただきました。それは確かにおたくの言うのもそうだねという、そういう話の積み上げの基に、この覚書の枠組みというんですか、それを私は作って久野さんに引継いだと思っておりますけれども。

**○委員（松永隆志君）**

そしたら、奥村さんが担当のときに、5億8,700万円というのはとても処理できない経費という、その前提じゃないけれども、きちっとそれに対応できるような形の数値にせんといかんというのが前提にあられたということですね。

**○証人（奥村 寛君）**

はい。

**○委員（松永隆志君）**

だから、JFEさんの意図としては、やっぱり応札条件があり覚書がありという、その覚書そのものが5億8,700万円ということで年間処理しますよという、この覚書そのものというのは、ちょっと困ったもので、これでもこういうことじゃ対応できないよというのが1つ前提にあったということですか。

**○証人（奥村 寛君）**

いいえ、違います。5億8,700万円というのは基準ごみだから、実際にこれを動かしたときに要するに経費が幾ら掛ったかというのは、それとは別にちゃんと合意したものを作らないといかんよねという認識はあったと思います。5億8,700万円がとてもじゃないけどしんどいとか、そういうことではなくてですね。

**○委員（松永隆志君）**

しかし、5億8,700万円で処理できるものという組合側の認識があったというのは理解しておられるわけですね。話し合いの中でも、5億8,700万円で年間できるんじゃないですかという、組合側はそういうふうな認識をしていた。

**○証人（奥村 寛君）**

いいえ、何度も言いますが、そういうことをおっしゃる人もいたけれども、私どもが言っている、そういうカロリーによって違うよねということをご理解していただいた人もおるといことです。

**○委員（松永隆志君）**

だから、組合側の認識は、振れ幅変動が1,100kcalから2,80

0 k c a l までしたらそれぞれ経費は違うというのはみんな認識していたわけなんです。しかし、その平均として掛かる経費が5億8,700万円であって、言ってみれば処理経費というのが1,100 k c a l であって2,800 k c a l があって、それぞれ処理経費違うけど、それを平均していくと5億8,700万円というふうな数値のとらえ方、そして、元々そういうのを提示して、そういうもので処理できる施設という認識をしていた。私らが聞いていくとそんなふうに認識していたんですよ。

○証人（奥村 寛君）

平均でどうのこうのという議論はしていませんし、そういう話はなかったと記憶しています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、先ほどの一覧表のほうで、この協議、少なくとも奥村さんが担当された1年の中での細かな内容じゃなくて、組合側とどういうことを詰めていかれたのか。だから、詰めていったら5億8,700万円より経費かかる可能性もありますよということを組合側に理解してもらわんばいかんわけですよ。そういう誤解というかな、J F E さんからすると誤解になるけれども、そういうふうな認識をやっぱりこの協議の中で変えていってもらって、その結果としてそれを理解してもらったのでこの変更覚書ができたというふうに。

○証人（奥村 寛君）

私は理解しています。

○委員（松永隆志君）

だから、そしたら、その理解の過程というのをどういう説明をし、組合側はどう理解したというふうに。そしたら、久野さんにお伺いしたら、その辺の大枠は自分が来る前にできていたもんだから（「いや、あの」の声あり）結果論は一緒だったです。

○証人（奥村 寛君）

久野さんの言ったのは正しくて、私は久野さんが来る前にこうだよという枠組みを組合さんと合意して、あとは、ですから、久野さんは細かいその枠組みの中の表現とかそういうのをされたんだと思います。

先ほどお話のあったのは、どういう形で合意までいったのかということについては、まず経費というのはごみ質によって変わるという話、それを説明して、そうだよというのが1つ、それから、用役については金額じゃなくて量でやりませんかというお話をさせていただいて、それはご了解いただいたと私は思っております。

○委員（松永隆志君）

だから、そのときの説明の仕方というのが、今、組合側が驚いているというか、その後困ったことが、言ってみれば、経費そのものが元々想定していたものの倍に膨れ上がったと、ですね。J F Eさん側のご主張によると、ごみ質も違って基準ごみじゃないんだから、それは増えるのは当たり前という、そして年間1万3,000円の佐藤さんの言葉をかりると、それも相場からいくとそうそう高くないんじゃないのというお話もあるくらいなんですけど、しかし、そういうふうな事態が生ずるよと。例えば、年間経費5億8,000万円じゃなくて、場合によっちゃ、ごみ質とあれによったら処理経費1万3,000円ぐらいにはね上がる可能性もあるということを前提に協議されたのか。そしたら、組合側に聞きますと、いやいや、この変更覚書の協議というのは、今まで金額にしていたのを量に置きかえていっただけのものというふうにJ F Eさんからは説明を受けていたものだから、そうだったんですよという証言があつておるんですよ。それに対して、いや、説明したでしょうというようなことがあつたら言っていたきたいんですけど。

○証人（奥村 寛君）

一番初めの5億八千何百万円でしたかね、というのがあつて、その中で、ごみカロリー、ごみ質と変わらない経費がありますよね、人件費だとかの。それはごみ質と関係ない話ですから、それはそれとして、残りのガスとかそういうものについては、元々何と申しますか、5億八千幾らを出したときにガス会社はどこにするとか一切決まっていなかったものですから、あれはたしか組合さんが契約されたんですよ。ですから、そういうものについては金額、価格交渉なんていう権限は私たちにはございませんから、要するに、それから電気の値上がりとか色々ありますので、それは量にさせてくださいよと。量は確かに数千トンだったら量ははっきりしていますから。ということで、それは量に替えてもらうという話をさせていただいた記憶はあります。ですから、一番初めは金額一本だったやつを、いわゆる金額と量という形に分けていただいたというのは記憶にございます。

○委員（松永隆志君）

しかし、結果として、確かに成果品としてこれができているからJ F Eさんとしても理解いただいたというふうなご主張をされるんですけど、理解しなかったから裁判まで起きているわけですよ。理解していなかったから。

○証人（奥村 寛君）

いや、ただ先生、売り言葉に買い言葉じゃないんですけども、それはちゃんと資料で残っていないかしらんのですが、ちゃんと紙に書いて、黒板も使って、当初はこうですよ、そのうち、いわゆるカロリーに関係ない分はこれですよ、関係するのはこれですよ、しかも、それは金額じゃなくて量で

お願いできませんかと。量はこういう量になりますよというようなお話は何回もさせていただいて、私にご理解いただいたと思っておるんですけど。

**○委員（松永隆志君）**

だから、こちらの担当者の理解能力が足らなかったのかもしれませんが。しかし、こちらの担当者は、ちゃんとその後に会議、会議で決まったことや何かメモ書きを残しているんですよ、議事録的に。こんなことが話し合われましたと。その甲第30号証の3の後ろにずっとそういうだれとだれが打合せしてという、メモ程度ですけど残っているんですよ。

そしたら、確かにそれに沿って話聞いても、組合側が言っている、組合側がそこまで理解しなかったからこの程度のメモだったんだと言われたらそうかもしれませんがけれども、そちらが奥村さんが言われるような形での説明がきちんとなされたというJFEさんの記録もあつたら教えてくださいと言ったら、そんなのはありませんと言われたんですよ、JFEさんが。

だから、私らとしては、一応ちゃんと過去の記録として残っていて、こういうふうなことで保証範囲は何なんだという、そういうことを協議しましたということで組合側にその記録とあれで聞いていったら、どうもその辺の説明というのが十分されたと言われる証拠がないんですよ。こちらの理解の範疇でしかこのメモがないもんだから、結局理解していなかったんだなと。そしたらば、奥村さんあたりの枠組みのときの説明が足らなかったんじゃないかなと、そういうふうに私なんかは思うんですよ。

それで、実際この性能保証に関する覚書、これをもって、この解釈でご説明いただきたいんですけども、甲第10号証を見ていただきますと、会社が変わったということで14年4月1日付をもって前覚書の契約上のあれは川鉄からJFEに変わりましたよと書いてあるわけですよ。（発言する者あり）甲第10号証。

**○委員長（西口雪夫君）**

変更覚書のほうです。

**○委員（松永隆志君）**

そこにありますか。甲第10号証の1ページ。

（証人へ甲第10号証を提示）

**○委員（松永隆志君）**

ここが本当の本題に入ってきて、ご専門のところ。これはよく記憶されている、よくというか、昔ですけんがあれですけども、だから、その枠組みのところでの奥村さんのお話を聞きたいんですけども、川崎製鉄から継承されてJFEになりましたよとここに書いてあるんですよ。だから、覚書のところはその前の状態の川崎製鉄なんですよ。

○証人（奥村 寛君）

すみません。これは締結したのは多分、久野さんになってから。（「そうです」の声あり）ですから、さっきの性能保証の全体を量とあれに分けるとか、そういう話はさせていただいたけれども、最後の文言とか、それは私は関与しておりませんので。

○委員（松永隆志君）

はい、それはもう久野さんに確認しまして、久野さんに、自分は締結したけれども、枠組みの話で、特に3ページに性能保証にかかわる用役量、運転経費及び維持管理補修費の保証という、ここの項目についての考え方とか何かについては、もう自分のときには出来上がっていたんですよ。だから、ここについてはもう前任者と組合側とが話し合いで一応合意を得ていたような枠組みができていたので、私はその後こうやっていきましたという話はもう伺っております。

ですので、特にこの3ページについてあとお伺いしたいんですけども、一応こういうものなもので1ページから行きますと、ここでは締結上の地位は川崎製鉄からJFEさんに変わっているわけですね。ということが明記されております。これは当たり前なんですよね。契約したときには川崎製鉄さん、そして、これを結ぶときにはJFEさん。だから、ここの文書というのは当たり前なんです。そしたら、なぜさっきの覚書のほうも同じようなくだりがないのかなど。なぜ川崎製鉄さんの印鑑がついてあるのかなど。それは自分に言われてもわからんと言われるかもしれないけれども、不思議に思われませんか。

○証人（奥村 寛君）

いや、ですから、そっちのほうは関与していないからわからないです。

○委員（松永隆志君）

だから、それそのものが関与していなくても、同じ会社としてのJFEさんとしての同じ契約で、覚書があって変更覚書というものがスタートすべきものが。

○証人（奥村 寛君）

いや、ですから、先生はそうおっしゃいますけれども、私はこれありきですから、別に初めの覚書がなくても、これだって私は構わなかったわけです。むしろこっちが大事だと思っていましたから、こっちのほうを契約するというふうに思っていましたら、初めに覚書があって変更があるんだということではなくて、これを結ぶという。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。それはJFEさんの担当者として、自分が役割を与



えられたところのパーツとしてはこれだからこれというのはわかるんですけども、当事者のこちら側というのはずっと流れから来ているわけですね。言ってみれば顧客ですね。顧客のあれは、まずこっちからこういうものをお願いしますよと言って、それに沿って作ってもらった。そして、その運転経費こうですよ。そして、覚書を契約して結びました。それに基づいて次があって流れがあるわけ。しかし、担当者は自分のところのパーツで考えて、そりゃ覚書なんかはもうどうっちゃよかったですというふうに聞こえるような証言をされると、ちょっとこちらも次が言いにくいんですけども、やっぱり覚書というのを前提、ここに覚書の変更と書いてあるんだから、覚書が前提にないと変更はできないでしょう。

○証人（奥村 寛君）

いや、ですから、私のあれは変更なんてなくて、覚書を結ぶということでやっていたわけです。ですから、両方あったって、組合さんは元々受注のときのさっきおっしゃっていた甲第8号証ですか、これがあったんだけど、これも締結していなかったわけですね、私の記憶では。ですから、むしろ私はこちらを結ぶということで考えていましたから、これがいつ結ばれたのかはよう知らんのです。まさにこっちの変更、当初私が考えた覚書ですけども、枠組みはこういうこととということをやっていたわけですから。

○委員（松永隆志君）

今の証言はちょっと私も理解に苦しむもので、また後、別だって委員会で議論せんといかんけれども。

もう1回整理しますと、奥村さんがこの変更、そちらとしては、変更も何もこっちが覚書なんだよという認識でおられる。そして、そう至った経緯というのは、覚書もそのときはできていなかった。そして、この協議はして、自分としてはその枠組みとして、組合側は年間経費というのは5億8,700万円と認識しているかもしれないけれども、ごみ質には変動もあるし、そういうものの数字がとらえにくい。だから、とらえにくい、組合側からすると倍の経費掛かるという一方の言い方もありますけれども、とらえにくいと。だから、きちっとそういうものが見えるような形でのこっちから言う変更、奥村さんから言うところこれがそもそもの覚書なんだよというものを結んだというふうにその枠組みを作った。

○証人（奥村 寛君）

いや、結んだのは私、関与していませんが。

○委員（松永隆志君）

だから、その基本的枠組みというのはそういうつもりで作ってこられたということで整理させてもらってよろしいですね。わかりました。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この文言の、例えば関連図書の順位とか、この辺はもう余り関与されていないんですか。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それから、問題はこの3ページの4あたりですね。これについて、資料もそこにありますので、考え方をざっとご説明いただきたいんです。

それと、1つには、組合のこの施設については、奥村さんのそのときの考え方として当然組合に対して提示せんばいかんわけですたい。何をもって、どういうことが保証事項ですよ、うちとしてはここまで責任持ちますよという、そういう中身というのはどういう形で説明されたのか。ここにもう出来上がったのがありますので、順次この1、2でページとこの番号の、大ざっぱにいけばこの1から7ですよ。この辺についての奥村さんのご説明というか、解釈というか、実際組合に説明した中身というのをちょっとご説明いただければと思うんですけど。

○証人（奥村 寛君）

細かいところは覚えていないんですけども、というのは、この覚書の条文を作ったのは私ではありませんので覚えていないんですが、基本的には、先ほど言いましたように、年間の経費を要するに用役とカロリーに関係しない人件費だとかそういうものに分けると。用役については、ここにありますように電気、ガス、用水だったと思いますけれども、それらについて、じゃ、どういうカロリーなりそういうもので量の保証をするかということについてご説明したということで、じゃ、電力の保証値は具体的にどこからどこまでというのは、すみません、覚えておりません。それは、私は事務屋ですからよく説明できなくて、それは佐藤さんが技術屋ですから、佐藤さんが説明したと思っています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この用役量と分けられたわけですたいね。運転経費とか維持補修費というのは一定のあれだから、そして、分けるという考えは、覚書のほうではそれまでの考え方というのは一緒くたになって年間の経費、本当はその中でも一応分けてあったんです、これについてはこれぐらいというのを。さっきよりずっと確認してきましたものについても金額で分けてあったわけですよ。要するに、こちらからの応札条件とか何かのものですけども、

大体これぐらいでお願いしますというものの分け方、それを、そしたら置きかえていった。

○証人（奥村 寛君）

量に。

○委員（松永隆志君）

量に。ということは、組合側もそこは納得しているんですよ。金額を量に置きかえてきたということは間違いないですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そして、その置きかえ方としてやられたのが、今のように2つに分けていく。なぜ2つに分けたかというのをもう1回説明を。

○証人（奥村 寛君）

カロリーによって変動しないものがございますよね。それから、カロリーによって変動するものがある。しかも、変動するものについて、金額そのものが我々が決められる部分と決められない部分があるよねと。例えば、電気だとかガスなんかそうですよね。あくまでも、そうすると金額じゃなくて量のほうが妥当じゃないですかというお話をさせていただいて分けたという。

○委員（松永隆志君）

そしたら、この（4）、4ページの④、ただ、一応カロリーによって変動しないものについては、20%の枠というものを決められたと。それ以外の変動するものについては、言ってみれば青天井というかな、決められませんよというふうなことなんですか。その変動あれというのが。

○証人（奥村 寛君）

それはどういうことかちょっと。青天井というのはちょっと理解できません。

○委員（松永隆志君）

その経費がどれぐらい掛かるのかという目安というのは示されたんですか。

○証人（奥村 寛君）

ですから、量ともう1つは金額と両方あったと思っていますが、私の組合さんとあれしたときには。要するに青天井にはなっていないと思いますけどね。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そのときの示し方として、マックスこれくらい掛かりますよ。そして、一番掛からない形で、例えば、2,800か2,600か、一応2,800を一番高く、カロリーからいうとですね。よく燃えて助燃剤なんかの

あれもほとんど要らないと。そして、色々な形で電気、発電の効率も最もいい状態というのがこれぐらいなんですよ。そして、最悪のときはこうなんですよと。一番燃えないような状態というのはこうなんですよというふうなことでのお示し方というのをされたんですか。

○証人（奥村 寛君）

幅で、量でご説明した記憶がございますが。

○委員（松永隆志君）

量でと同時に、金額に対する説明というのも当然やっぱり行われたの。

○証人（奥村 寛君）

ちょっとそこまで細かくは覚えていないんですが。

○委員（松永隆志君）

なるほど。しかし、組合は金額でしか、なぜ金額で頭にあるかといったら、ここはやっぱり4つの市の税金でちゃんと予算立てて、そして議会の承認や何かもらいながら運営していく施設ですよ。出たところ勝負で急に倍になったとか何とかでことしはどうのとはいかんわけですよ。一定の予算とか何かの中で運営していかんといかん。だから、マックスとか最大このくらいとか、そういうふうなのが量で示される、一応金額ではこういうふうな想定というのが当然、やっぱり量に置きかえても、それを裏返す金額というのがなければいけないわけです。そしたら、量で置きかえていっても金額に置きかえたら倍になっておったじゃ、組合側は量で置きかえても、バックして金額にしたら6億7,500万円以内に納まるという認識でいたわけ。

○証人（奥村 寛君）

いや、ただ、そこまで記憶にないんですよ。

○委員（松永隆志君）

記憶になればしゃあないんですけれども、そういうふうに組合側は思っていた。そして、そのメモを見てもそういうふうに認識していたと。ということは、奥村さんのご努力が足りずにその辺の説明、理解させることができていなかった。それで、確かにこの条文はそういうふうにも読めるんだけど、組合が主張のようなことでも読めるわけですよ。その前提条件や何か。

そして、もう1つお尋ねしますと、奥村さんとしては大体組合側に、組合員もやっぱりそういうふうな市民のためのごみ処理施設でしょう。そして、企業としての使命としても、国民や何かにやっぱり企業としても役に立つような施設を造っていきたい。そして、うちはこういうふうな安いコストでもできますよ。皆さんそういうことで、何も、例えば、利益は上げないといけないけれども、やっぱり国民、すべての地域の方々にお役に立てるようなと

というのは企業の理念としてあると思うんですよね。そしたら、少なくともこういう地域においては安くできるように、組合側がそう考え違いしておったならば、その辺を理解してもらおうという努力というのがちょっと足りなかったんじゃないか、そがん思いませんか。

○証人（奥村 寛君）

それは、私はここできちんと説明したつもりですけど。ただ、金額を入れたら、どうなんだと言われると、そこまで細かくは覚えていないんですけども。

○委員（松永隆志君）

そして、もう1つ残念なのは、やっぱりJFEさんとしてもその当時の記録なりなんなりを残しておいて、年限があるからなのかもしれないけれども、こういう裁判にもなってあれならば当時のあれとしてきちっと残しておかんばいかなやっただんではないかなと。

○証人（奥村 寛君）

ご指摘はわかりますが、私におっしゃってもそれは。（「そうです」の声あり）私、もう職場も変わっておりますので、昔の書類なんか何も持っておりませんので、申しわけないんですが。

○委員（松永隆志君）

元部長さんですからね。

そして、1ページ開いていただいて、ちょうど16年1月28日の記録があつて、ここにも奥村さんもおられるんですよ。そんな中で、（発言する者あり）甲第30号証の3のほうに戻ってもらって、この大きな紙の次のページ。

この別紙1というところの説明で、これは奥村さんじゃなくて、恐らく佐藤さんがされているんでしょうね。こういう話があつたかご記憶あれですけども、ごみが減っても使用電力、電力の話をしているんですよ。ピットで調整しながら2炉を運転すると。何が電力が一番発生して一番効率よくなるかといったら、ごみの中の水分を減らすのがいちばん最大の対策で、うまく運転するノウハウというのは、やっぱりその中にごみの水分を減らしていくかが問題なんだよということ、こういう会話されたのはご記憶ありますですよ。

○証人（奥村 寛君）

全くないです。

○委員（松永隆志君）

ないの。

○証人（奥村 寛君）

先生、これ多分、技術屋のあれですから。

○委員（松永隆志君）

だから、佐藤さんか何かが言われた。

○証人（奥村 寛君）

はい。だと思っただけですけれどね。

○委員（松永隆志君）

やっぱりこの会話や何か、しかしこういうのが実際あっている、やりとりがずっと残っているんですよ。だから、これやっぱり J F E さんとしても、ごみの水というぎやっぱりカロリーを落としますしね。それと同時に、生ごみや何かをいかに減らしていくかという対策というのが、処理経費や何かも安くなるのか、こうこうだよというふうな全体としての考え方として、それは間違いなかでしようからね。

生ごみ、さっき言われたカロリーとかごみ質によって処理経費が違うんだよというところの一番のあれは、カロリーがやっぱり一番ベースになるでしょう。1, 100 kcal よりも 2, 000 kcal のほうが効率的に処理できるというものなんですよ。幾ら事務方の人でも、メーカーのあれでその辺の認識というのはあられると思いますが、そうですよね。

○証人（奥村 寛君）

そうですね。ここの別紙 1 の 1 の 3 は、ガス量はカロリーが上がれば L N G は少なくなると。

○委員（松永隆志君）

そうそう。ここだけじゃなくて一般論としても、私ら素人でも、タプタプに水に濡れたやつよりも乾いてあれで、それもカロリーの高いほうが燃焼はよくなる。余り高過ぎたら炉を傷めたりとか色々あるけれども、低いよりか高いのがいいという、そういうのがやっぱりごみ処理の基本ですよ。これは一般論でも、メーカーさんならばもう。

○証人（奥村 寛君）

一般論としては、そういう話は聞きます。

○委員（松永隆志君）

実際にガス化溶融炉という特殊なものになっても、助燃とか何かをやるにしても、それはそこが一番経費に影響を与えるものだというふうなことを、ここで電力が効率よく出るか出ないかというのは電力経費にかかわってくる問題だけれども、こういうことも意外と細かに薬剤じゃ何じゃと皆さん議論されているという事実は私も認めているんですよ。

○証人（奥村 寛君）

ですから、結構こういう話をちゃんと説明しているんですよ。ですから、

全く一方的にこうやって。

○委員（松永隆志君）

そうです。私もだから一方的にとは言っていません。言っていませんけれども、これ読んでいっても、言われるような一番肝心のところのご説明というかな、ここで問題になって今、になっているような事実というところが、例えば2, 000kcalで80, 665t、ここが言ってみればメーカーが責任を負っている保証なんですよと。聞くと、佐藤さんはそんな言い方されなかったですけど、久野さんだったかは確認したら、いや、そこが保証と、そういうふうに決めましたという言い方されたもんですから。どうなんですか、その枠組みを作られたときのあれとしては。

○証人（奥村 寛君）

久野がどう言ったか知りませんが。

○委員（松永隆志君）

久野さんはどう言ったんじゃないかと、奥村さんの枠組みの考え方としてはその辺はどがんなんですか。

○証人（奥村 寛君）

やっぱり変更覚書がベースだと思っていますからね。

○委員（松永隆志君）

変更覚書の先ほどの経費のところの読み方にしろ、どうも佐藤さんの言い回しと久野さんの言い回し、若干私らは読み上げて後の話聞いていくと、久野さんはどちらかというと80, 665tで2, 000kcal、これ基準ごみでここが保証の前提だから、それ以外のところというのは、言ってみればJFEとしては保証対象じゃないから、それはもう責任ないとは言わなくても、その経費についてはご相談しながらですたい、本当の保証はそこが1点で決まっていますよという言い方なんです。しかし、佐藤さんは、いや、そうじゃなくて、量的にも、その言い回しがちょっと違ったんですけども、必ずしもその1点だけが保証されているものじゃないんですよ、一応メーカーとしても保証していることもありますのでという言い方なんです。だから、奥村さんのお考えというのはどうなんですか。

○証人（奥村 寛君）

いわゆる施設の処理性能と費用と保証は2つあると思うんですけども、処理性能については、先ほどおっしゃったような、一番初めにありましたように8万何tというのは処理するという事になっていきますから、それはそうだと思います。ただ、もう一方で、いわゆる経費については、基準を見るときはこうだというのはお出ししているわけですから、ただ、あくまでもそれは基準ごみということですから、じゃ、それは実際の実務でどうそれをお

約束したのを反映させるかというのは、やっぱりそれは関係ないということではなくて、それは何らかのルールを作って保証すべきだと私は思うんですけども。ただ、それをごみ質も全然関係ない、要するにこの金額だと言われると、それは、私は違うと思います。

○委員（松永隆志君）

だから、保証範囲の話だと思うんですけども、例えば、私らというか、組合の認識というのは、1, 100kcalから2, 800kcalに対応できて日量300tの施設処理ですよ。そして、それが年間6億7, 500万円以内、それか、以内だけれども、実際やったらそれは1、2割増えたり、その経費、コストや何かで増えるのは、それはあり得るだろうという。しかし、2, 000kcalで80, 665tだけが保証というふうな考え方はおかしいんじゃないか。久野さんのご説明はちょっとおかしいなと思ったんですけども、そうじゃないということですよ。

○証人（奥村 寛君）

ですから、あくまでもご提示したのは基準ごみでこうだということを応札条件でお出しただけであって、じゃ、具体的にごみ質がこうなるときに、その金額はどうなのかというのはきっちりしないといけないということで覚書の変更を作ったということ。それについては、なぜそうなるのかということについても組合さんに私は丁寧に説明したと思うんですけども。

○委員（松永隆志君）

そして、この覚書の変更で言っているのも、基準ごみだけがメーカーとしてのここだけを保証しているというものでもないということ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

ということですね。はい、わかりました。12時ですので。

私の質問はもう大体あれで、あと、ほかの委員からも午後ちょっとお時間いただいて質問を。その辺、委員長から説明してください。

○委員長（西口雪夫君）

あと、まだほかの皆さんから補足質問をしてもらいますので、一応1時からまた委員会を再開しますので、休憩します。

午後の委員会は1時から開催いたします。休憩に入ります。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。



松永委員のほうからまだ少しあるそうですので、まず質問を続けてください。

○委員（松永隆志君）

最後、1つだけなんですけれども、先ほどいちばん最後のほうで確認しましたところの再確認なんですけど、覚書の変更甲第10号証、ちょっと開いてください。これの4ページ。

（証人へ甲第10号証の4ページを提示）

○委員（松永隆志君）

3ページのところから先ほどから、証人が携わってこられた中での大きな枠組みになった中身の保証の項目ですけれども、先ほど④までのお話としては大体聞いたんですけれども、ここの⑤ですね、この考え方というので読んでいきますと、2行目から、一番上から物価上昇とか色々予測困難なことで、「ごみ質が前提条件と異なる場合においては」とずっとあって、別紙1に定める罰則等の規定は適用されない。また、その事由がということで、その保証範囲を協議するものであるというこのくだりですけれども、当時、これを決められたと思うんですけれども。

○証人（奥村 寛君）

いや、午前中でご説明しましたように、私はここの覚書の条文はタッチしておりませんで、私がタッチしたのは枠組みというんですか、午前中ご説明しましたように、5億八千何ぼの保証について、金額と、それから、もう1つは量の保証、量に替えると。量はカロリー、ごみ質で変動するというような枠組みを組合さんと話を決めて、あとは、具体的な個々のあれについては久野さんに引継ぎましたから、だから、彼が個別の具体的な文言とか、こういうのは一般的だよねというのを入れたんだと思います。

ですから、個々の文言についてこう書いているじゃないか、これはどういう考え方だと言われても、私がこれを作っておりませんのでね。それはご理解いただきたいと思うんですが。

○委員（松永隆志君）

罰則規定のそもそもの枠組みでの考え方でよろしいんですけれども、その辺については何かないわけですか。

○証人（奥村 寛君）

罰則規定をどういう形で織り込むかという、その枠組みまでは私はタッチしておりません。あくまでの保証の枠組みというんですか、はい。

○委員（松永隆志君）

そしたら、保証の枠組みというのはどういうことなんですか。

○証人（奥村 寛君）

午前中言いましたように、5億八千何ぼのそういう一番初めに応札条件でお出ししたものを、いわゆるごみカロリーによって変わらない部分とごみカロリーによって変わる部分、変わる部分については金額ではなくて、いわゆる量の保証をするというような枠組みを作ったと。組合さんの合意のもとにですね。それを踏まえて恐らく、久野さんが引継いだと言っておられると思うんですけども、引継いで、それを具体的に覚書の中でどう落とし込んでいくかというのをやられたんだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、平成16年6月7日、奥村証人が参加された最後ので、その月末にはもう退職ということですけど。

○証人（奥村 寛君）

そうです、はい。

○委員（松永隆志君）

ですので、6月7日のこの協議の中では、それぞれの細かな条文の中身というか、そういう項目というのは決めていなかったと。

○証人（奥村 寛君）

いや、ちょっとそこまでは覚えていないんですけども、私の役割としては、ですから、平成16年4月に久野さんが来られて久野さんに引継いだ時点で、基本的には私のそういう仕事というんですか、役割は終わったというふうに思っております。

○委員（松永隆志君）

そしたら、こういう条項について、ずっと6月7日まで一緒におられたわけですから、会議も参加されて、そういう話題がなされていた、協議がされたという事実は記憶にあられませんか。

○証人（奥村 寛君）

記憶にないです。

○委員（松永隆志君）

記憶にないということは、あつてない、もう全然そんなのがあつてないと言われるのか、いや、全体としてあつたかなかったか、すべてにおいて記憶がないの。

○証人（奥村 寛君）

すみません、すべて。先生ね、もう十年、一昔前で。

○委員（松永隆志君）

わかります。私も聞かれる側もなったことありますので、そういうのは、昔のことのあれで。

○証人（奥村 寛君）

ですから、午前中もあれなんですけど、覚えているのはきれいに覚えているわけじゃなくて、やっぱり。

○委員（松永隆志君）

断片的にですね。

○証人（奥村 寛君）

そうです。断片的な話で、ですから、さっきも言いましたように、何度も繰り返しになりますが、5億8,700万円を金額と量に替えたとか、そういうのは頭にあるんですけども。

○委員（松永隆志君）

だから、80,665tで2,000kcalだけが保証というのは証人のお考えからすると違うわけですよ。その1点だけで、1kcalも上に行ったり下に行ったり、80,665tが1tでも下がったり上がったりしたら罰則規定が適用されないとかいう、それそのものは先ほどのご説明の考え方とはちょっと違うわけですよ。

○証人（奥村 寛君）

違うというか、私が議論していたのは8万何ぼを超えたらどうのこうのではなくて、2,000kcalで金額があったわけだから、ごみカロリーが変わるところなるよねというのを議論していたという、それは記憶にあるんです。

○委員（松永隆志君）

それも超えても下がっても、そのときそうかもしれないけれども、一応の会社としても責任持てる範囲といいますか、保証が全然ないわけじゃないですよというふうなお考えだったんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

ですから、それは覚書をごみカロリーによって変動する量の保証を決めたときに、その量の保証が守れなかったら、それは当然、超えればそれは保証するという考えがその背景にはありましたよね。ですから、そういう枠組みを作って、じゃ、具体的に式なり、そういうのに落とし込んでいくというのは佐藤君と後を引継いだ久野さんがやられて議論をされて、この覚書ができたんだと思います。

○委員（松永隆志君）

わかりました。佐藤さんも同じような話もここでしたのでですね。（「ああ、そうですか」の声あり）

そしたら、以上で終わります。

○委員長（西口雪夫君）

次に、補足質問を受けます。どなたか補足質問ありますか。町田委員。

○委員（町田康則君）

雲仙市の町田でございます。私が、やはり証人が我々のときに一番あれだったのは、一番最初から言われているように、覚書の変更の担当としてこちらに来られたということですね。

甲第8号証の3ページを開いてみてください。

（証人へ甲第8号証の3ページを提示）

○委員（町田康則君）

これは証人が来られる前にもう決めてあった、変更じゃなくて覚書の締結の文書ですけど、その3ページの一番上のほうには、用役費で、この施設は用役費、それから副産物再利用経費、維持補修費、運転管理人件費の総額は年間5億8,700万円以内とするというふうになっていますね。その2で、今度は前項の金額について、物価上昇、ごみの変動、これは計画ごみの質の範囲ですね。質の範囲があった場合は、同金額の20%を上限として増加を認めるとするということになっているわけですね。ですから、当然、先ほど証人が言われたように、ごみの質によって色んな金額が違ってくるということはこのときから想定されていますよね。ごみの質が違った場合には、当然2,000kcalが基本のあれであってでも、それによってごみ質の範囲があった場合には上限を20%とすると。

ですから、何も変更覚書で金額を量にする必要ないんじゃないかなというふうに私は思っただけで来ているんですが、先ほど証人のほうは、ガスの購入にしてでも組合側がしたのじゃなくてJFEが交渉できなかったのだから量にさせてくださいと言ったと言われたんですが、だから、組合がした契約のをする、このときはどこですかまだわかりませんよね。どこですか、金額等も、ガス代にしてでも、まだこのときは15年のころでしょう。もちろん施設なんてできちゃいないし。ですから、そういうふうな全然組合とすれば、どことするならって、ガス代だって平均こんなもんですよと言われれば、それに合った当然安いところを、組合も高いところをとるつもりはありませんから、そういうふうなのをできたのに、そしてまた、こういうふうな20%を増減として増加を認めることも入っているのに、何で額じゃなくて量にしたか。

これは完全に、組合のほうはこの施設についてどれだけの用役費が掛かるかということは正直言って知りませんよね。稼働されているわけじゃないし、その2年前ですから。そういうふうな資料といいますかね、どれだけ掛るだろうという資料を根本的に持っていらっしゃるのはJFEさんしか持っていないんですよ。だから、そこで結果的にこれはものすごく用役費が掛かると。そこで額を量にされたんじゃないかなというふうにしか思えないんですけど

ね。それについてはどうですか。

○証人（奥村 寛君）

この契約が文言がこうだからというのは、一番初めに言いましたように、私はこれはタッチしておりませんので。

○委員（町田康則君）

いや、タッチしていないけど、それと一緒に、これに基づいて変更の覚書もあったわけでしょう。

○証人（奥村 寛君）

いや、基づいてではなくて。

○委員（町田康則君）

いや、2つどっちも見ていたんでしょ。

○証人（奥村 寛君）

並行してやったということ。

○委員（町田康則君）

並行してやったんだから。

○証人（奥村 寛君）

だから、こっちがあるというのは知っていましたが、私が話していたのはこっちで話をしていたと。

○委員（町田康則君）

だから、結果的に覚書自体にこういう文言があってそういうふうになっているのに、どうして額を量にしなければならなかったのかというのが、どうも組合側の人たちに聞くと、変わらないと言われたということを書いていらっしやるんですよ。ですから、組合とすれば、額を量にしてでも変わりませんよというふうに思っていたと。そういうふうに思われるような言い方をされたんじゃないですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはそんなことはないと思いますけどね。

○委員（町田康則君）

結果的には量になることによって用役費がものすごく上がっていますよね。最終的に、今、一番、人件費とか維持補修費とか副産物再利用経費というのは、そんなに最初からのあれとすれば上がっていないんですけど、用役費だけがめちゃくちゃ上がっていますよね。ガス代、電気代。

○証人（奥村 寛君）

それは、今、上がっているかどうかは私は。

○委員（町田康則君）

もちろん知りません。（「はい、わからない」の声あり）そういうふうな

資料がそちらのほうにはあってこちらはないわけですから、知らないわけですから、だから、そこで額を量にすることによって——ということは、甲第18号証を渡してやってください。

(証人へ甲第18号証を提示)

○委員長（西口雪夫君）

土井氏の陳述書ですか。

○委員（町田康則君）

はい。の17ページの真ん中からちょっと下に、「また」というのを書いてあるでしょう。（「はい」の声あり）また、本格稼働後1年も経たない時期に、さっき言われた奥村さんから引継いだ久野氏から、変更覚書で罰則をなくさなければ、会社負担が大きく、大変なことになった旨の話があったとき、被告担当者は、自分らの都合から身勝手な解釈に走ったことを知りましたと。これは組合側の方の陳述書ですけど、そういうふうなのがあるわけですよ。久野さんが、変更覚書でこれがあったからよかったが、これがなかったら会社負担が大きく大変なことになったと言っているんですね。ですから、変更覚書というのは本当に会社にとっては大変助かったというようなことなんですよ。

ですから、その金額と量の説明をされたと言いますけど、組合のほうは、応札条件でもともとこれだけの金額の中でやってくださいよと、できるようにしてくださいというものを応札条件として出して、それを造っていただいた。それなのに、最終的にそれから用役費が外れるような格好に変更覚書になった。そのことが一番ここで問題になっておるわけですから、私は証人がそういうふうな意図の基に担当だったんじゃないかなと思っているんですけど。

○証人（奥村 寛君）

土井さんが裁判所でどう陳述されたかは私は存じないので、こういうことを土井さんの記憶で久野さんが言ったことについておまえはどう思うんやと言われても、コメントしようがありません。

ただ1つ、9年前のことだからもうほとんど覚えていません、ごめんなさいと先ほど謝ったんですけども、1つだけはっきり覚えていることがございまして、出来事なんですけれども、午前中から松永先生にご説明したような、いわゆる基準ごみで5億八千何ぼだと、これを要するにカロリーによって変動するそういうものに変えてほしいと、量にしてくださいというお話を、当時局長と、それから重野さん、土井さんにずっと説明していたんですよ。で、局長と、局長がすみません、ちょっと。

○委員長（西口雪夫君）

当時の局長は木原さんですか。

○証人（奥村 寛君）

木原さん。木原さんと重野さんは理解していただいて、そうだよなということで、じゃ、量の保証はどうするかとか、そういう議論をやっていたときに、土井さんだけが、いや、そんなのはおかしいと。要するにJ F Eは5億八千何ぼでやると言ったんだから、量とかそんなのは関係ないというのを強く主張されたんですね。それはまあしょうがないんですけども、そのときに私は記憶に残っているというのは、木原さんが土井さんに、君はまだそんなことを言っておるのか、今までずっとJ F Eと話ししてこうやろうこうやろうと決めてきたのを君はまたぶっ壊して、要するに視察の時点から戻すつもりかということですのでごく怒られたのを覚えているんですよ。

何で覚えているかということ、先生たちもご理解いただけると思うんですけども、民間で言えば、会社でこうやってやるときに自分の部下を相手の会社がいる前で怒るとするのは、めったなことでは怒らないんですね。後で終わってから、おまえ、あれはあかんぞというのはあるんですけども、こちらは私と佐藤と伊藤さんかだれかでおられた中で局長が大分怒られたもんですから、それだけはものすごく記憶に残っているんですよ。

何を言いたいかということ、土井さんがずっとそれを思っておられて、多分変わっておられないんですよ。ですから、あなたはこの裁判所の陳述書を見てどう思うかということの言われたんじゃないかなと、私はそういう理解をしました。

○委員長（西口雪夫君）

木原さんを証人尋問したんですね。私、以前したんですけども、木原さんはJ F Eに対して一番今、怒っていらっしゃるんですよ。当時、J F Eはそういう説明していなかったと。実際、用役費が増したときに変更覚書があるじゃないかと言われて一番立腹されたのは木原さんなんですよ。土井さん以上なんですよ。

それで、もう1件聞きますけど、先ほど基準ごみで5億8,700万円と。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

低質ごみでは金額もどれくらいと言われたんですか。高質の場合と低質の場合。

○証人（奥村 寛君）

金額は覚えていないですけど、量のところはこうだよ、こうだよというお話は。

○委員長（西口雪夫君）

大体の金額はわかりませんか。どれくらいの金額で提示したのか。

○証人（奥村 寛君）

全然覚えていません、それは。

○委員（町田康則君）

私のほうから言いますが、私もそう思ったんですね。基準ごみはそうであって、その20%というのは上限元々書いてあるわけですから、当然低質ごみ、高質ごみ、その場合には幾らになると。だから、その範囲内で動く範囲だったらいんですよ。それを見込んでわざわざこういうふうな覚書の中にも20%を上限として増加を認めるということまで書いてあるわけですから、その範囲内でできることなのに、どうしてそこがそれを守ることができなかつたのかなど。

だから、組合側とすれば、元々どれだけ掛かるかまだわからない状態のときですから、ですから、そういうのを変えることによって助かったということも久野さんも言っていると思いますので、そういう意図があつてされたんじゃないかなというふうにしか思えないんですけどね。

○証人（奥村 寛君）

それは、少なくとも久野がそれを言ったかどうか私は知りませんが、私はそういうあれはなくて、要するに5億8,700万円が2,000kcalという前提では要するに保証のしようがないからということで覚書を結んだと。それは何回も申し上げた、その1点です。

○委員（町田康則君）

そしたら、先ほどうちの西口委員長が言ったように、それだったら、低質だったら幾ら、高質だったら幾らというのを出してきてするのが本当じゃないかなと思いますけど、そういうものはなかつたということをおっしゃったんですよ、ほかの方にも聞いてでも。そこら辺なんですよ。

○委員長（西口雪夫君）

ということは、組合が納得されるぐらいの金額やったんですか。当時の組合の、例えば局長さんと重野さんたちが低質ごみの場合の金額を提示されたときに、それは納得されるぐらいの金額やったんですかね。

○証人（奥村 寛君）

いや、そこまでは覚えていません。私はあくまでも、要するに枠組み、こういう要するに用役費は量でという説明をして、じゃ、具体的に。

○委員長（西口雪夫君）

先ほど金額で説明をしたと言われましたね。金額も出したと。

○証人（奥村 寛君）



いや、金額というのはあれですよ、全体の5億八千何ぼのうちの人件費は幾らですよと。上の部分については量で保証をさせてくださいというお話をしたということです。

○委員（町田康則君）

大体、この施設を造るときに、組合の色々な選定小委員会というのがずっとあって、その中で組合のほうからも、よそを調べたら安い価格で施設を造ったけど、最終的に、今度は安かったけど、實際上、運営し始めたら維持管理費がものすごく多額になっていたというのが、かなり色んなところでわかったと。だから、当然ここの場合は最低制限価格をしていますから、安い価格じゃ落ちていませんよね。それなのに、その代わり応札条件で5億8,700万円というのでできるような施設を造ってくださいと。これは性能発注方式の応札条件ですよ。ですから、そういうふうなのを見込んで、年間経費はこれでできる施設が参加してくださいということでしたんですよ。

ですから、甲第18号証の土井さんが応札条件に合った金額でどうしてもできないんですかというのは、それを外すというのはやっぱり納得いかないというのはわかるんですよ。實際上、よそを調べたら維持管理費の経費がものすごく上がっているというのがあったもんですから応札条件と。よその地域ではないかもしれませんが、応札条件にそういうのを入れたわけですね。だから、その経費を守ってくださいよというのは当たり前じゃないかなと思うんですけどね。

○証人（奥村 寛君）

ただ、この条件はごみ量と基準ごみ2,000ですよということを出しているわけですよ。

○委員（町田康則君）

ごみ量も、實際上、ここにこの4年間のごみの量がありますけど、始めたあなたがいらっしゃらないときですけど、甲第13号証を出して。

（証人へ甲第13号証を提示）

○委員（町田康則君）

甲第13号証の2ページを見ますと、これは証人がいらっしゃらないときの量ですけど、その真ん中あたりに、ごみ量の表の2の2の下に評価というのがありまして、17年度から19年度でごみの量は計画に対して1.8%、17年度から20年度は1.2%。10%じゃないんですよ、たった1.2%しか量は増えていないんですよ。それなのに経費がめちゃくちゃ高くなっている。

實際上、本当に量が多かったら、わあ多いな、50%も増えたというんだったらわかりますけど、これだけの量しか増えていない。それが現実なんで

すよね。もちろん証人はいらっしやらなかったときの数字ですけど。ですから、ごみの量とかいうもので増えたわけじゃないということなんですよ。

○証人（奥村 寛君）

今、実際にこうだと言われても、私はタッチしていないので。

○委員（町田康則君）

もちろんわかります。先ほどごみの量が多いんじゃないですかと言われたから。

○証人（奥村 寛君）

いや、量が多くないなんて言っていませんよ。

○委員（町田康則君）

いや、量という感じを言ったら、量はこんなもんです。

○証人（奥村 寛君）

そうではなくて、いわゆる5億八千幾らと言ったときには基準ごみですよ、それで量がこうだというのがありましたというお話をさせていただきました。

○委員（町田康則君）

保証の枠組みを作るのにここに来られたと。ここに関係したと言われましたですね。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（町田康則君）

保証の枠組みというのは、金額を量に替える、そのためのあれですか。それだけですか。ほかにどういうことがありましたか。

○証人（奥村 寛君）

金額を。

○委員（町田康則君）

いや、用役費の額ではなくて量にしませんかということをおのほうから言ったと先ほど言われたんですが、それ以外にはどういうことが中心となって。

○証人（奥村 寛君）

あとは、ですから、ごみ質によって変動しますよという話と、それから、用役については金額ではなくて量にしてくれませんかというお話をさせていただいた。それが枠組みだと思っていますけど。

○委員（町田康則君）

はい。それじゃ、私はいいです。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員。

○委員（笠井良三君）

変更覚書の中で、やはり一番中心になっているのが料金と量ですね。金額を量に替えたと。

金額を量に替えたというのは私は納得できます。これは、その時節によって単価が違いますから、そういうあれはあるんだろうと思いますけれども、元々この用役費というのは、ガス代をテーマにとりますと、ここは千五百何tですか、これだけで燃やせるんですよとなっているんですよ。それが4,000t近く掛かっているんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

それを言われても、私、数字知りませんから。

○委員（笠井良三君）

だから、証人が言われる、変えて金額を修正したんだと言わんばかりに証言されておりますからね、その辺はちょっと違うんじゃないですかと私は申し上げたいんですよ。

だから、用役費にしても、最初からこれだけで燃やせますよと言ったのが膨らんでいるじゃないですか。それはもう、あなたたちもそこは承知の上で、その覚書の変更の中でそういった説明をされますけれども、私たち組合としては全く納得できないんですよ。それは説明しましたと言うけれども、本当に運転を立ち上げる前になってそういったことを言われて、組合としては何ら数値的に変更はないということで変更覚書にサインしたかもしれませんが、私だって、当然量というのはこれでやります、千五百幾らというトンでやっているのが、単価は幾らでもこれで行っていいんですよ。時勢で単価は変わるんだから。こんなガス代の単価が上がっているというのは、私たちの責任でもない、メーカーの責任でもないわけですからね。それをもって覚書変更ですりかえられるようなやり方をされるメーカーというのは、私たちは本当に憤慨です。その点、どういうふうにお考えですか。量の意味が私たちはわからないんですよ。

○証人（奥村 寛君）

量といいましても、カロリーで変動する量、金額を量ですけども、その量もカロリーによって変わるわけですよ。ですから、その2つ。

○委員（笠井良三君）

そしたら、カロリーの話に行きますとね、カロリーは元々契約の時点から1,100kcalから2,800kcal、これがあるというのはおたくメーカーさん常におわかりでしょうから、そういった中で契約をしているんですよ。その契約をして、その中で川崎製鉄さんと契約をしたと。そこにたまたま合併があってJFEというあれになって、そこでやらなければならないと、性能保証覚書ですか、これも変更しなければならないと。これは単な

るJFEさんとの契約を結ぶ上でのあれですから、当然こちらはすべてにおいて川崎製鉄さんとの継続だという考え方でずっと来ておるはずですよ。そこをちゃんと、私たちは契約をしたんだからということで、やっぱり契約に基づいていかないと。その覚書変更の内容は私たちは納得できません。

**○委員長（西口雪夫君）**

質問はいいんですか。できれば意見じゃなくて質問をしてくださいね。お願いします。

上田委員。

**○委員（上田 篤君）**

私は雲仙市の上田と言います。先ほどからずっと松永委員の質問に対して答えられていますけれども、私もとにかくわからないので聞いておきたいんですが、覚書、これは前覚書ですね。それから、変更の覚書、これを全く別個に検討したんだと言われましたよね。どちらも、ちゃんと一方は川崎製鉄の記名、そして印鑑を押してある。そして、もう一方はJFEエンジニアリングの記名をして、それに印鑑を押してあるわけですね。どっちもそれは正式な文書だと思うんですよ。ですから、最初の覚書と変更の覚書と当然、整合性がとれていないとおかしくなるわけですよ。ですから、論議するときに、私は変更の担当で来たから前の覚書のことは知りませんというのは、ちょっと余りにも不自然なような気がするんですけども。

**○証人（奥村 寛君）**

いえ、私は変更の覚書の条文を決めたわけではなくて、どうのこうのじゃなくて、だから、私がやったのは覚書の変更とかそういうことじゃありませんよと言わせてもらいましたけれども、さっきの午前中からずっと言います基準ごみで5億八千幾らというのは、どういうふうに保証するかということの枠組みを組合さんと議論をするということでやらせてもらったんですよ。ですから、一番初めの当初の覚書をあんた知つとるやろうとか言われても、それは確かにありました。で、判子は押していませんでした。しかし、あんたこれ、結んだんちゃうかといったら、そうじゃなくて、私は変更覚書のいわゆる枠組みというんですか、それを議論させていただくというのが私の仕事だと思って、それをやらせていただいたということです。

**○委員（上田 篤君）**

ということは、前覚書もまだ内容は固まっていなかったわけですか。奥村さんが色んな枠組みを論議しているときには、前覚書の内容というのは固まっていなかったんですか。

**○証人（奥村 寛君）**

初め、こんなのがあるというのは知っていましたが、判子も押して

いなかったですから、どうのこうのというのは、これについて私が議論に加わるとかそういうのはなかったです。あくまでもこっちの枠組みです。

○委員（上田 篤君）

ですから、前覚書も内容は固まっていなかったということですか。

○証人（奥村 寛君）

たしかそうだったとは思いますが、見た感じはね。調印されていませんでしたから。

○委員長（西口雪夫君）

それは、どちらの都合で調印されていないと思いますか。

○証人（奥村 寛君）

いや、そこまでは私は聞いていないです。

○委員長（西口雪夫君）

組合側はですね、JFEさんにもう早い時期に書いて渡したと言っているんです。（「ああ、そうですか」の声あり）それが返ってこなかったと組合が言っているんですよ、重野さんは。その辺、どう思われますか。

○証人（奥村 寛君）

それは、どう聞かれても、私はこれの調印担当ではありませんから。

○委員長（西口雪夫君）

はい、結構です。

○委員（上田 篤君）

私もその辺を聞きたいんですけれども、ご覧になってわかるように、前覚書というのは平成14年12月2日ということで日付があって、川崎製鉄の印鑑を押してあるんですね。それ見られましたよね。（「はい」の声あり）しかし、川崎製鉄というのは平成15年3月末日でなくなっているわけですよ。（「そうですね、はい」の声あり）JFEエンジニアリング株式会社に地位が承継されているわけですよ。（「はい」の声あり）奥村さんが来られたのは15年4月以降なのに、そのときまだ中身が固まっていなかった、印鑑も押していなかったと。それは、その以降に川崎製鉄の印鑑が押してあるということは非常に変な感じするんですが、どうですか。

○証人（奥村 寛君）

変ですよ、はい。変ですよけれども、私にそれ聞かれても、私は判断のしようがないです。

○委員（上田 篤君）

しかし、少なくとも組合側とは直接の色んな交渉の責任者だったんでしょう。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはこっちの枠組みの責任者。

○委員（上田 篤君）

そういう話は聞かされていませんでしたか。本当はおかしいけれども押すよと。だから、あんたも知つといてくれという話じゃなかったんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それはこっちのやつは記憶にないですね。

○委員（上田 篤君）

それは、さっき提出の12月2日に日付なっていますけれども、それが正式にいつだったかというの知らないんですか。

○証人（奥村 寛君）

知りません。

○委員（上田 篤君）

知らないんですか。知っているのは佐藤さん、久野さんあたりですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、知っているかどうか私、知りません。だれが知っているかは。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員。

○委員（笠井良三君）

今、ごみ質の問題で、色々奥村証人もよくご意見を言われますけれども、確かにこの施設は汚泥も燃やします。それから、色んなもの、水でも何でも燃えますよ、どんどん入れますと、そういったことの施設になっていますよね。この施設は鉄も何でも燃やせますよということなんです。そういった中で立ち上げた後に、1, 100kcalから2, 800kcal、中をとって標準カロリーだということが、本当に奥村証人もそこをかなり主張されるようですけれども、何か納得できないなど、このように思うんですが、その辺をもう少し説明できますか。

○証人（奥村 寛君）

おっしゃっている意味がよくわからない。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問をちょっと。

○委員（笠井良三君）

結局、基準ごみで幾らだというふうなことを言われていますね。そして、ここには1, 100kcalのごみもあるわけですね。これも何回も言われていますけど、低カロリーでは幾らの経費は掛かりますよと、トン当たり幾

らですよという数字すら出さずにそういったことを言われるというのは本当に納得できないんですが、その辺はメーカーにしても、やっぱり資料不足で説明不足じゃないかなというふうに思いますが。

○証人（奥村 寛君）

さっき先生がおっしゃったような、このカロリーだったらどうやというのは組合さんに説明はさせてもらいました。それは記憶に残っています。ただ、具体的に数字がどうのこうの言われても、ちょっと手元にないのであれなんですけどね。

○委員長（西口雪夫君）

お相手は重野さんと局長やったですか。

○証人（奥村 寛君）

局長と土井さん、局長と重野さん。

○委員長（西口雪夫君）

当時5億8,700万円、これが変更されて、3年間の用役費を埋めた分で16億4,100万円ですか、これを3で割れば4億8,700万円なんですけど、組合側に当時出されよった資料では、全く外部エネルギーも要らない、あるいは電気は売電していいというふうな情報が入っているんですね。JFEさんから出された資料を見れば、当時組合がわかっておる範囲内の憶測で見れば、電気は売電していい、そして外部エネルギーは必要ない、こういった資料が出ているんですね。ですから、組合側は稼働する前ですから、1億円で済むかなという意識はあったと思うんですよ。実際、これ稼働してみても、5億8,700万円を変更されて、実際の経費が11億円ぐらいかかっておる、その実態はどう思われますか。

○証人（奥村 寛君）

そう言われても、私は実態知りませんから。

○委員長（西口雪夫君）

ここに来る前に少しは勉強してきておられるでしょう。

○証人（奥村 寛君）

いいえ、全然勉強していない。

○委員長（西口雪夫君）

それは逃げじゃないですか、実際。

○証人（奥村 寛君）

いや、だってね、先生、私はもう担当が全然違いましてね、そんな資料も何も残っていないので、勉強のしようがないじゃないですか。昔の資料、全然見ていないんです。手元にないんです。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

それは手元にないのを答えろと言ったら無理なのはわかります。記憶がないというのも証言としてわかります。

それで、1つお伺いしたいのは、変更覚書の担当だったと。

○証人（奥村 寛君）

枠組みのね。

○委員（松永隆志君）

枠組みのですね。そしたら、そのころ、J F Eのほうに覚書のほうの担当がいらっしゃったはずなんですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それはどなただったかご記憶ありますか。

○証人（奥村 寛君）

こっちの当初のやつですか。

○委員（松永隆志君）

当初のほう。私らは当初のほうを覚書と言って。

○証人（奥村 寛君）

それは佐藤君じゃないですか。

○委員（松永隆志君）

佐藤さんが覚書のほうの担当をされていたと。

○証人（奥村 寛君）

じゃないですか。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにありませんか。田添委員。

○委員（田添政継君）

田添と言います。よろしくお願ひします。今の松永委員の質問にちょっと関連するんですけど、覚書と、それから、証人が担当された変更の覚書の件で、多分同時並行的にずっと進んでいるんだろうと思う。

○証人（奥村 寛君）

いや、同時並行的というより、同時並行的じゃないかと。私が枠組みを議論したときは、要するに調印されていないやつがあったように記憶しておると。

○委員（田添政継君）

私が申し上げたいのは、J F Eとしてそういうこのクリーンセンターと



お話し合いをされるときに、覚書はまだ締結されていないのに証人が担当されている枠組みを協議されるというのは、私自身はどうしてもやっぱり納得いかないというか、J F E側として、やっぱり覚書と変更覚書というのは同時並行的に進まざるを得ないという面があるんだと思うんですよ。だから、そこら辺は証人が担当されている間にJ F Eとしての色んな協議は内部でされているんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は、今、佐藤さんが覚書のほうは担当されたというふうに言われましたけど、打合せとかなんとかはなかったんでしょうか。

○証人（奥村 寛君）

いや、それは覚えていませんね。

○委員（田添政継君）

そうしますと、枠組みを協議されるときに、組合側からの主として証人と協議を担当した責任者というのはどなたになりますか。

○証人（奥村 寛君）

重野さんです。ただ、重野さんと1対1でこうやるのではなくて、局長と重野さんと土井さんがおられて、話をずっとやっていた。正確に言うと、そのほかにも会議で出られた方はたしかあったと思うんですけどね。ただ、私の記憶に残っているのはその3人です。

○委員（田添政継君）

そういう中で、そういう当初の覚書ですけど、それについて組合側から色んな持ち出されたということは協議の中ではありませんでしたか。

○証人（奥村 寛君）

覚えていませんね、それは。

○委員（田添政継君）

それから、覚書は見て存じ上げているというふうにおっしゃいましたけど、それは印鑑だけついていなかったんでしょうか。日にちも記入していなかった、そこら辺のご記憶は。

○証人（奥村 寛君）

いや、そこまでは覚えていません、すみません。

○委員（田添政継君）

ああ、そうですか。わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

また覚書のあれに戻るんですけどね。佐藤さんというのは、前回お呼びしたら、自分は技術系の人間で、実際のそういうふうな契約とか、色んなそう

いうふうな取り決め事のあれは事務方のそういう担当がやっていたようにおっしゃったんですよ。

○証人（奥村 寛君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それで、甲第30号証の3で、一覧表でその当時の交渉に当たっていたメンバーがずらっと並んでいるんですね。そこでちょっとお伺いしたんですけども、久野さんは最終的に、16年に入ってからちょうど奥村さんと入れかわるような、ダブっている時期ありますけど、その後のこういうふうな変更覚書とか、いわゆる契約関係とか何かのまとめという形の事務系の方だと思えます。営業とか何か、そういうふうな言い方をされたんですけど。そしたら、覚書のときは佐藤さんにお伺いしたら、自分は技術的担当だったように言われて、実際のところは、そしたら奥村さんがその辺含めてのあれかなとも思っていたんです。

しかし、奥村さんの場合は、ここに15年9月以降ですので、済んでる。それが、覚書そのものがもう14年12月で済んでいるならば何も問題ないんですけど、そしたら、本当にJFEとしてのそういう契約担当とか何か、そういうふうな方はその当時どなただったんですか。

○証人（奥村 寛君）

いや、ちょっと私もそれはわからないんですが。

○委員（松永隆志君）

そしたら、少なくとも奥村さんではない。

○証人（奥村 寛君）

私ではない。

○委員（松永隆志君）

奥村さんは変更のほうの担当者だった。（「はい」の声あり）しかし、担当者がいないはずはないですよ。どなたかおられてやっていたんですよ。

○証人（奥村 寛君）

と思いますが、はい。

○委員（松永隆志君）

そして、断片的な記憶では佐藤さんがその担当をやっていたかもしれないという、技術屋さんだけでもやっていたんじゃないかなというふうなご証言ということでとらえていますか。

○証人（奥村 寛君）

それはあくまでも、じゃないか、推定で、実際はどうか知りません。

○委員（松永隆志君）

だから、この顔ぶれをもう1回見ていただいて、この顔ぶれの中ではそれができて、そっちもやっていた。だから、先ほど言われたように、この時期、ダブっているならば、この中におられる可能性が一番大なわけなんですよ。そしたらどなたか。だから、少なくとも15年9月のJFE側の顔ぶれ、岩永さんもおられますし、ほかにも佐藤さんも含めまして、ずっとお名前が挙がった方がここにおられるんですけども、どなたかその辺での、こちらのほうも確認したいと思うので、佐藤さんというお声が今、挙がったんですけど、ほかにそうじゃないかなと思われる、佐藤さんじゃないと言われるならば、佐藤さんも前回、1回確認したら、そうじゃないようなことを言われたんですけど。だれか候補者というかな、この人かなというようなので。

○証人（奥村 寛君）

わかりません。

○委員（松永隆志君）

ただ、佐藤さんというので一応言っておられたということで、そしたら、やっぱり技術の方でもそういうふうなこともやられるんでしょう、そちらの会社ではね。何も技術だから技術一辺倒で、そういうふうな覚書とか何かのほうに携わらないとかそういうんじゃないかと、そういうものを担当される場合もあるわけですよ。

○証人（奥村 寛君）

ありますけど、ここの場合はどうか、それは何ともわかりません。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

では、以上をもちまして奥野寛氏への証人尋問を終わります。証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございます。（「どうもありがとうございました」の声あり）

証人はご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

ここで10分休憩しまして、2時からまた委員会を再開いたします。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き、委員会を再開させていただきます。

2番目の「記録提出について」、お手元でございますが、再提出の請求に対する回答書が参っておりますけれども、書記のほうから説明をお願いいたします。

**○書記長（宮崎季之君）**

先だって記録の提出請求ということでJFEエンジニアリングのほうに照会をしました件、これが5月17日に出された部分が1件あります。これをJFEエンジニアリング株式会社関係第2回乙第3号証という形でお配りしております。

それから、5月30日を提出期限として、先ほどの第2回乙第3号証の部分で提出をされていない部分につきまして、再提出というふうなことでJFE側をお願いをしました件での回答が5月30日に届いております。これが弁護士のほうからの回答でしたもので、それにつきましては、JFEのほうから弁護士のほうに委任をしておりますというふうなことで通知書が届いておりますので、併せてお配りをしているところです。

**○委員長（西口雪夫君）**

今、書記のほうから説明ございましたけれども、この件に関しましては、また後ほど話し合いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○委員長（西口雪夫君）**

次に、「今後のスケジュールについて」ですけれども、議事録の作成状況かれこれ、書記のほうから説明をお願いいたしたいと思います。

**○書記（吉田将光君）**

議事録のほうにつきましては、第1回の証人尋問、委員会としては第14回から第18回分ですが、5月の中旬に会議録調製の業者に発注をしております。第14回から第17回の分については既に原稿が出来上がっております。第18回、石河さんとJFEの松井さんの分につきましては、今月中には原稿が上がってくる予定です。前回第19回、吉次さんと重野さんについては、6月8日に一応原稿が出てくる予定ということになっています。

**○委員長（西口雪夫君）**

今日の分は、また少し遅れるでしょうけど、今日のとは最終的にいつぐらいになりますか。予定としては。

**○書記（吉田将光君）**

こちらから発注後、原稿を作成に20日ぐらい時間を要するというので業者のほうからは連絡をいただいておりますので、本日発送して25日ぐらいには上がってくると思われま。

○委員長（西口雪夫君）

6月8日に前回の第19回まで出来上がるということですが、どうしますか、それぞれの個人に発送してもらいますか。議会が始まりますので、ちょっと皆さんばたばたとるけんが、各委員にできますかね。

○書記（吉田将光君）

はい。現段階で来ている分につきましては、未定稿ということでお渡しをしたほうがいいですか。空いている部分、聞き取れていないところあたりを聞いた上でというのであれば、もう少しお時間をいただければ。

○委員長（西口雪夫君）

いや、もう未定稿でいいでしょう。とりあえずできて、今日早くできますか。

○書記（吉田将光君）

第17回分までは準備します。

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、今日それを配ってもらいましょうか。それで、あとまた第18回、第19回が来たら、その都度に皆さんにお配りするような格好でよろしいでしょうか。（「わかりました」の声あり）はい、お願いします。

一応一段落、尋問が進んできたわけですが、今後の証人尋問、まだこの人をせんないけんというのがありますかね。（「いや、もういいです」の声あり）一応証人尋問はこれで終わってよろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

それでは、今後の報告書まとめに入っていくわけですが、その辺を書記のほうから少し説明できますか。

○書記長（宮崎季之君）

今、お配りしましたのが、こちらの事務局の書記のほうで作成いたしました報告書の案です。これは周南とか高砂、そのあたり、百条を実際行われたところの報告書を参考に、ある程度こういった内容を網羅されているというふうなことで作りました案の形になっております。こちらのほうで準備をしております。記載をしておりますのは、実際行った部分だとか、客観的に見て記入ができるような部分になっております。

お聞きいただいて、目次を見ていただきたいんですが、ここに網かけをかけている部分があります。大きい項目で1調査の趣旨、それから、5番目の県央県南クリーンセンターの施設の設計、建設に関するこれまでの経緯、それから、7番目の（3）出頭証言の拒否、それから、8番目の（2）記録の提出拒否、それから、9番目の調査の内容と結果、この部分は今のところ空

欄の状態になっております。ここが委員会のほうで検討とか記載をしていた  
だくような部分になっておりますので、今後、ここの委員会の中で、この部  
分についての報告の内容等の作成をお願いしたいと考えております。

それから、スケジュール的なところになります。議会の8月定例会が8月  
20日、今のところ予定をしております。百条の調査の委員長報告も、この  
8月20日の定例会で報告をするというようなことで中間報告で行っており  
ますので、8月20日の定例会で委員長報告をするとした場合ですが、議案  
の発送と同時に報告書の送付も行うと仮定しました場合、逆算しまして8月  
8日になります。議案書と報告書の送付が8月8日になります。この報告書を  
発送するまでには、コピーをしたり冊子を作ったりしないといけません。そ  
れから、決裁等とかの手続もありますので、最終的に報告書の完成形を我々  
書記のほうにいただく期限が7月末、7月31日までに完成形とした形でい  
ただくような必要が出てきます。

#### ○委員長（西口雪夫君）

今、スケジュール的に説明いただきましたけれども、7月31日までに完  
全に仕上げてしまうということでございますので、どうでしょうか。議事録  
を皆さんに配付した後に、それぞれ自分が担当したところをまずまとめにし  
ますか、どうしますか。それとも、みんなでまた1回寄って（「どういう形  
にするのかを決めてもらわないと、なかなか、ばらばらな気がしますね」の  
声あり）そうですね。（「まとめ方」の声あり）

あれは周南市だったですかね。周南市の報告書のまとめがありますので、  
それを皆さん、1回目を通してもらいましょうか。周南市のとがもしできたら  
皆さんに配れますか。（「以前お配りした」「周南市のは持っていますよ」  
の声あり）持っていますかね。ありますか。（「もうずっと前もらったやつ  
でしょう、周南市」「いちばん最初のころね」「諫早も6月には議会も終わ  
るんでしょ」の声あり）

予定は6月4日からかな、始まって。（「うちは6月29日ですもんね」  
の声あり）終わりが。（「ええ。できるなら早くやっぱり集まってですね」  
の声あり）そうですね。（「1カ月ぐらいから」の声あり）諫早市議会の終  
了はいつかな。（「周南市やったか、高砂市やったか」「周南も両方とも」  
の声あり）

#### ○書記長（宮崎季之君）

諫早市議会の今のところ見込みとしましては、6月28日ぐらいじゃない  
かなと思います。

#### ○委員長（西口雪夫君）

それは予備日を含めてでしょう。（「はい」の声あり）

雲仙市がいつて、6月（「7日から29日まで」の声あり）そのほかに予備日が入るでしょう。（「はい、もちろん入りますよ」の声あり）

お互いに日程を合わせて、はっきりこっちは議運が明日ありますので、その辺で折り合いをつけて、市議会がお互いに両方あいたときに1回寄りませうか。（「うちらが今のところ、一般質問の関係で6月15日はとれると思います。それから、さっき私たち28日」「閉会やけんが」「できたら閉会してから、29日終わってから7月2日以降やろうね」の声あり）

7月2日でもいいですか。ちょっと合わせてみて。（「6月15日はよか」の声あり）6月15日は何曜かね。（「金曜日」の声あり）金曜日。（「そっちはまだ議会中やろう」の声あり）15日は。（「そんなら7月2日にしましょうか」の声あり）やっぱりそうやろうね、議会の終わらんことには。

7月2日に寄って、それからスケジュール詰めてやっていきますか、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○委員長（西口雪夫君）

7月2日は勉強会でしますか、委員会ですみますか。（「委員会でしょう」の声あり）じゃ、とりあえず委員会でそのときして、その後、ちょっとスケジュールですね、予定を見て勉強会に変えるかもしれません。

7月2日は牟田弁護士が昼から出られんかもしれんと言われますけど、どうですか。（「午前中出てもらって」の声あり）説明していただいて、やるだけやりませう。（「そがんしましよ」の声あり）

ほかに何か、今後のスケジュールについてご意見ございませんか。

その他で、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○委員長（西口雪夫君）

それでは、今日は委員会をこれで終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

（午後2時14分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会  
委員長 西口 雪夫